

領事制度の起源について

川崎 晴朗

Nothing in the present Convention shall be construed as preventing the performance of consular functions by a diplomatic mission.

—Article 3. 2 of the Vienna Convention on Diplomatic Relations

If a State has no diplomatic mission and is not represented by a diplomatic mission of a third State, a consular officer may, with the consent of the receiving State, ...be authorized to perform diplomatic acts.

—Article 17. 1 of the Vienna Convention on Consular Relations

はじめに

領事制度の起源は筆者が長年にわたって関心を抱き続けてきた研究テーマであるが、このテーマは国際法のみならず外交史、世界史（とくにヨーロッパの中世経済史）、各国史、言語学、心理学、文化人類学、民俗学等、多数の学問分野に深く関わっており、1人でこのテーマを完全にカバーすることは到底不可能である。本稿も「試論」の段階に留まるものであるが、これを基礎として今後できるだけ推敲を重ね、少しでもより充実した論文に仕上げたいと強く願っている。

筆者は、常設外交使節にしても領事（官）にしても中世末期から近代初期のヨーロッパで国際法の制度となった、しかし近代の領事官と同様な機能を果たした者は古代から各地にいた、という見解である。外交使節についても、古くから慶弔等の機会に一時的に（すなわち臨時に）派遣されていたことは歴史的事実である⁽¹⁾。一時的使節の任務は限られていたが、筆

(1) Ernest Nys は「紀元1500年のヨーロッパには2000以上の主権者がおり、使節権を行使していた。」と述べる (*Le Droit International : Les Principes, les Théories, les Faits* [Nouvelle Édition ; Bruxelles : M. Weissenbuch, 1912], II, 395)。ここにいう「主権者」には封建諸侯 (Seigneries)、自治都市等が含まれることは明白である。また、Nys は「使節権」の意義を広くとり、一時的な使節の派遣・接受の権利を指していることも明らかである。一時的使節が派遣国を公式

者は、近代に入って絶対的権力をもつ君主がヨーロッパ諸国に登場したこと、国家間の公的な交流が増加したこと、そしてその結果、ヨーロッパ諸国の間に形式的なものにせよ実質的なものにせよ国家平等の観念が生まれたことが原因となって外交使節が常設化し、任務も plenipotentiary なものになった、と考えている⁽²⁾。(ただし、特定の任務をもつ一時的使節は現在でも例が多い。) また、冒頭に引用した二つの条約の規定からも明らかのように、もともと常設外交使節及び領事(官)の任務には重なる部分があり、彼等の起源を探る者は絶えずこの点を念頭に置く必要がある。

もう一点、付け加えたい。近代初期にヨーロッパで誕生した国際社会は、やがて世界各地を覆って現在に至った。いまでは、ヨーロッパ国際社会の法的基盤として形成されたヨーロッパ公法が「国際法」として世界的規模で順守されている。しかし、非ヨーロッパ地域——例えば古代中国、古代インド、イスラム圏——にも独自の国際社会が存在していたケースがあり、そしてこれら社会には法に基づく一定の秩序があったことは否定すべくもない事実である。とくに領事のような古い制度はヨーロッパ以外の地域でもその痕跡を発見し得るのである。筆者は、とくに7世紀に成立したイスラム世界が地理的にヨーロッパに近接していたことから、それぞれの国際法の形成にあたり相互に大きな影響を与えたことを忘れるべきではないと考えている。しかし、本稿では非ヨーロッパ地域で生まれたと考えられる領事制度については十分な検討を加えていない。今後の課題としたい⁽³⁾。

に代表する点では常設使節と何ら変わることはないが、達成すべき任務は特定されているのである。なお、かかる使節に関しては1969年12月8日、国連総会が「特別使節団に関する条約」を採択している。

- (2) “Plenipotentiary”は「(人が)全権を有する」を意味し、大・公使、国際会議代表等の称号によく付される。“Pleni”はラテン語の“plenus”から派生した形容詞で、「十分な」、「充たされた」を意味する。例えば、「満月」は“plenilunium”である(plenus+luna)。
- (3) 古賀幸久氏は、8世紀から「イスラム国際法」(スィヤル)が体系化されていった、ヨーロッパにおける国際法、とくに戦争法はスィヤルから強い影響を受けた、またスィヤルは依然イスラム社会に生き続けている、という(古賀幸久『イスラム国家の国際法規範』[勁草書房、1991年]、8-9頁)。周知のように、オスマン・トルコは1856年、クリミア戦争の講和会議が採択されたパリ条約によりヨーロッパ協調(European Concert)に加わり、これにより同国はヨーロッパ公法の全面的適用を認めた、といわれる。しかし古賀氏は、「イスラム側から見れば、(これは)西欧国際法(ヨーロッパ社会を主体に形成されてきた国際法)秩序への追従・適応ではなく、……イスラム国際法概念内での国家関係の変化にしかすぎないとする見方も可能であろう。」といい、また「イスラムはその対外的国家関係において、……(ヨー

1. 伊藤不二男教授の研究

領事制度については、それが十字軍の運動と関連して誕生したとする考えが通説となっているようである。日本では伊藤不二男教授がこの御意見で、この考えに基づき、九州大学法政学会『法政研究』に次の諸論文を寄せられた。

- (1) 「中世の領事制度—領事の名称と選任—」第21巻第2号（1954年2月刊）
- (2) 「中世の領事制度の特色—領事の職務を中心として—」第21巻第3・4号（1954年3月刊）
- (3) 「近世における領事の地位」第23巻第1号（1955年11月刊）
- (4) 「近世における領事の裁判権」第38巻第1-4合併号（1972年7月刊）。

ロッパで生まれた）国際法的色彩を強く出しながらも、イスラム国際法を基調とする二重構造的な性格を保持するようになったものといえる。」という（19頁）。

Majid Khadduri は「イスラム国際法の父」といわれるシャイバーニー（802年没）の著書を *The Islamic Law of Nations: Shaybani's Siyar* のタイトルの下に英訳したが（The Johns Hopkins Press, 1966）、同書が最近、真田芳憲氏の手で日本語に翻訳された。『イスラム国際法—シャイバーニーのシヤル—』（中央大学出版部、2013年）がそれである。現在の筆者は、同書の精読からシヤルの内容をもっと知りたいと考えている。

ところで、古賀氏はシヤルの体系化はヨーロッパ公法の誕生に先立つ約700年も前から始まったというが、これは1648年10月にヴェストファーレンの2都市、ミュンスター及びオスナブリュックで調印された三十年戦争（1618-48年）の平和条約を近代国際関係の始点としているためである（7-8頁）。しかし、ヨーロッパでも紀元前8世紀、ギリシャ本土及び小アジアの西部にはポリス（都市国家）が多数誕生し、その間にのちの国際関係に類似した関係が存在していたといわれており、ヨーロッパ公法の萌芽はイスラム教の成立（マホメットがイスラム教を唱えたのは、610年頃といわれる。）より遥か昔に見出し得る可能性があることを忘れてはならない。さらに言えば、ナイル川、メソポタミア、インダス川及び黄河・長江流域にはいわゆる「四大文明」が発祥したが、これら古代文明圏には都市国家または小王国が多数形成され、相互の間で交易を含む各種の交流が行なわれた。メソ・アメリカにも都市文明が存在し、いくつもの王国があつて相互間に交流が見られたようである。近代以前の世界各地に存在した「地域的国际社会」に見られた交流が次第に「国際関係」と称し得る性格を帯びるに至った可能性は否定できないであろう。また、本稿のテーマである領事関係の起源にしても、このような交流の中から種子が蒔かれたと考えられるのである。

非ヨーロッパ地域に存在した諸地域に見られた初期の「国際関係」に関しては、不十分ながら文献が存在する。本稿でも入江敬四郎教授の『中国古典と国際法』（成文堂、1966年）を引用し、春秋時代（B.C.770-B.C.403）の中国にいくつもの領域国家があり、相互の間には「準国際法関係」が存在したという同教授の考えを紹介する（注58参照）。

以下、本稿ではこれら文献を「資料(1)」、「資料(2)」……のように引用する。

2. ウィーン外交関係条約及びウィーン領事関係条約

国連総会によって外交関係会議がウィーンに招集され、1961年の3月2日から4月14日まで討議が行なわれた。その結果、同年4月18日、外交関係に関するウィーン条約が作成された(1964年4月24日、効力発生)。また、やはり国連総会が開催を決議し、1963年3月4日から同年4月22日までウィーンで開催された国際会議では、領事関係に関するウィーン条約が採択された(1967年3月19日、効力発生)。本稿においては、これらの条約をそれぞれ「ウィーン外交関係条約」及び「ウィーン領事関係条約」として引用する。

3. “Consul” の表現

オックスフォード英語辞典(O.E.D.)は、“Consul”の意義が歴史的過程の中で次のように変化していったと述べている。

I 共和制下のローマ及びフランスでこの表現が使用された。

共和制ローマでは、任期1年のConsul(わが国では通常「執政官」と訳される。)が2名、貴族の中から選ばれ、共同で国政の最高権力を握っていた。

オクタウィアヌス(Octavianus、B.C.63–A.D.14年)は紀元前27年、元老院により“Augustus”の称号を付与され、彼は国政のあらゆる分野を一手に掌握、彼の支配は“principatus”と呼ばれ、それまでのローマの共和制は事実上終わった。ユリウス・カエサル(Julius Caesar、B.C.100–B.C.44年)の養子チベリウス(Tiberius、在位14–37年)がオクタウィアヌスの地位を引き継ぎ、「皇帝」と称した。O.E.D.は、Consulは帝国においても維持されたものの“without the function”であった、と述べる。

フランス共和国では、1799年から1804年の期間に3人のchief magistratesに“Consul”の称号が与えられた。すなわち、1789年のフランス革命後に成立した国民公会(Convention Nationale)は共和政の樹立を宣言し(これがフランスにおける第一共和政である。)、1795年10月、総裁政府(Directoire)が発足したが、1799年11月、ナポレオンがクーデターでこれを倒し、統

領政府 (Consulat) を樹立した。3人の Consulで構成され、ナポレオンは First Consulとして独裁的権力を握った。O.E.D.は、Second Consul及び Third Consulは“consultative voice”しかもたなかった、と述べる。

このように、共和政下のローマ及びフランスでは、Consulは国政を担う高位の人物(たとえ名目的であっても)に与えられた称号であった。

II O.E.D.は、Consulの語がイギリスその他の国の文人により、中世ラテン語の *consulere* (「相談する」、「協議する」の意)と語源を同じくすることから生じた意味合いにおいて使用された、としていくつか例を挙げる。そのうち本稿に関係があるのは、この語が“a member of a council; *spec. of the early English Merchant or Trading Companies*”の意味で使用されたことである。1553年の文献に“To be presented to the Gouverneur, Consuls, and Assistants in London”とあるというが、“Consuls”は後述のハンザ同盟の在外拠点の一つ、ロンドン商館の商館長(2名いた。)を指しているものと想像される。

また、この語は“various foreign officials”の称号の英語訳としても使用されたという。例えば、シェイクスピアは *Othello* (最初の上演は1604年)の第1幕及び第4幕で“consuls”の語を数回使用している。例えば、第1幕第2場で *Othello* の副官 Cassio は彼に対し“duke”の許に来るよう伝え、“And many of the consuls, ... / Are at the duke’s already.”と述べている(第43行)⁽⁴⁾。

(4) それでは、わが国ではこの箇所を“consuls”をどのように訳しているか。夏目漱石は the consuls = the councillors とし(野上士ほか編著『漱石のシェイクスピア 付 漱石の「オセロ」評釈』〔朝日出版社、1974年〕、第二部、29頁)、坪内逍遙は「議員」と訳している(『ザ・シェイクスピア—全戯曲(全原文+全訳)全一冊』〔愛蔵新版〕〔第三書館、2007年〕、354頁)。これは、菅野徳助、木下順二及び福田恒存についても同様である(それぞれ『悲劇オセロ』〔玄黄社、1909年〕、29頁、『オセロウ』〔新月社、1947年〕、26頁及び『オセロ』〔新潮文庫〕、22頁)。一方、菅泰男は「議員」としている(『オセロウ』〔岩波文庫、1960年〕、45頁)。他は省略するが、「領事」と訳した例はないようである。

Othello 第1幕の舞台はヴェネツィア共和国であるが、同国では当初 *Arèndo* (市民集会) または *Assemblèa Poporare* (全人民集会) が最高機関で、この機関が最高執政官である *dòge* を選出していた。しかし、ヴェネツィアの富裕な市民層は13世紀末から14世紀はじめには権力を独占するようになり、1172年、彼等の機関として480人で構成される *Maggior Concilio* (大評議会) (*Maggior Consiglio*) が設置された。ただし、実際の政治を行なったのは大評議会のメンバーから選出される *Signoria* (「政庁」であるが、12世紀末ないし13世紀はじめ、これから *Senato*、すなわち元老院が生まれた。)等の機関であった。“Consuls”が集会また

III Consul の語は“municipal or commercial officer”の意味で使用された。O.E.D. はさらに細かく三つの意味に分け、次の如く解説する。O.E.D. は、IIIの意味における consul について、この表現は地中海地域で生まれたらしい、また上記 II の“a member of a council; *spec.* of the early English Merchant or Trading Companies”または“various foreign officials”の意味が拡大したものらしい、と述べている。III のいう Consul は、いずれの意味にしても本稿と直接の関連性を有する。

(1)かつては南フランス及びカタロニアにおける一定の municipal magistrate の名称であった。これは北フランスの échevin (注 フランス革命前の市参事役) に相当する。

(2)外国の港湾または都市に居住する一国の商人たちの団体の長 (head of the body of merchants of any nation) で、任命されることも選出されることもある。この長は商人たちの間の争いを裁き、また彼等のために土地の官憲との連絡窓口 (channel of communication) となった。

(3)次第に主権国家が任命する「領事官」を指すようになった。

III(3)にかかわることであるが、領事は近代以前には領事任務を行なう者の総称であったところ、近代国際法では領事官の 1 階級となっている。ウィーン領事関係条約では領事任務を行なう者は「領事」でなく「領事官」(consular officer、仏 fonctionnaire consulaire) となっている。領事官の階級については同条約第 9 条 1. を参照されたい (後述)。

4. 「主権国家」について

(1)国の権利及び義務に関するモンテヴィデオ条約 (1933年) 第 1 条は、

は大評議会のメンバーを指すことは明白である。

一方“duke”はヴェネツィア共和国の doge で、「大公」または「統領」と訳されているが、筆者は「統領」が適訳であると考えている。理由は次の通り。

“Duke”も“doge”も同じラテン語の“dux”を語源としている。“Dux”はもともと「指導者」、「案内者」を意味する単語で、英語の“duke”も最初は同じ意味を有していたが、のち「公爵」の称号となったのである。イギリスで最初にこの称号を与えられたのは Edward 3 世 (在位 1327-77 年) の王子 Edward (1330-76 年) で、百年戦争に従軍した際は黒い甲冑を常用したため“Black Prince”と呼ばれた人物であるが、1337 年、Duke of Cornwall に叙せられた。(なお、彼は 1343 年、皇太子として“Prince of Wales”の称号を与えられた。) ヴェネツィア共和国の“doge”も「指導者」を意味したのであって、「大公」または「公爵」を意味した訳ではないと考える。

永久的住民 (population permanente)、明確な領域 (territoire déterminé)、政府 (gouvernement) 及び他国と関係を取り結ぶ能力 (capacité d'entrer en relations avec les autres États) の四つを国家の構成要素としている。拙見であるが、条約起草者が第4の構成要素、すなわち国家のもつ他国と関係を取り結ぶ能力(外交能力または国際能力という。)を“right”でなく“capacité”としたことは、彼等のアカデミックな慎重さを示していると思う⁽⁵⁾。

国家が外交能力を行使する相手は通常の場合主権国家であり、したがって原則としてこの能力を一方的に行使することはできない。国際法上、外交能力には国際会議参加権、条約締結権、使節権等が含まれるが、実際にはこれらは“droit”ではなく“capacité”であるというべきであろう。例えば、国家は使節権 (droit de légation) を有するといわれるが、後述するように、ある外交代表の派遣国は彼の任命に対して接受国のアグレマンが与えられていることを確かめる必要がある(ウィーン外交関係条約第4条1.)。Satowは、アグレマンが拒否された例をいくつか挙げている⁽⁶⁾。国家は使節権を有するといっても、それは一方的に行使できる権利とはいえないのである。

領事官についても接受国の政府から認可状 (exequatur) を取得することが必要とされる(ウィーン領事関係条約第12条1.)。中世でも、領事の接受を拒否し、または拒否しようとした事例があるという(資料(2)、306頁)。すなわち、国家は一方的に(すなわち、接受国の同意なしに)領事(官)の任命を行なうことができないのである。

(2)さて、モンテヴィデオ条約が署名される約350年前の1576年、ジャン・ボダン (Jean Bodin) は *Les Six Livres de la République* (Paris: Jacques du Puys) を書いて主権という概念を導入し、新しい国家論を展開した。彼はまず国家の形態を三つに分類し、中央権力(主権)は君主国 (monarchie)

(5) M. Virally, P. Gerbet, J. Salmon, *Les Missions Permanentes auprès des Organisations Internationales* (Bruxelles: Établissement Emile Bruylant, 1971), I, 718. なお、Salmon教授は「現在の外交法では“droit de légation passif”を“faculté d'entretenir des relations diplomatique”と呼ぶ方がより正確である。」と述べているが同感である。しかし、ここで droit de légation actif と droit de légation passif とを区別する理由はない筈で、Salmon教授は形容詞“passif”を省略すべきではなかったかと思う。

(6) Ernest Satow, *A Guide to Diplomatic Practice* (2nd Ed.; London: Longmans, Green and Co., 1922), I, 204-215.

にあつては1人(国王)の手に、貴族政体(aristocratie)にあつては国民の少数部分の手に、また民主政体(démocratie)にあつては国民全体またはその多数部分の手にある、と述べる。彼によれば、君主国のうち「領主的」(seigneurial)な君主国が最も初歩的なもので、多くの古代国家はこのカテゴリーに属する。

ボダンが国家権力が中央に集中・統一されつつあつた当時の政治現象を主権の名において正当化したのが、これは、ある意味では当時のヨーロッパで生じた政治情勢を理論的に追認するものでもあつた。

(3)モンテヴィデオ条約にいう四つの構成要素を備えた政治組織は古代から世界各地に存在していた筈であるが、「主権国家は十六、七世紀の西ヨーロッパで誕生した。」とししばしば主張され、この主張がほぼ一般的に受容されているのは何故か。それには、近代に入ってヨーロッパで叢生した諸国家のもつ特徴として、国家権力が次第に中央(多くの場合は国王)に集中・統一され、領域内の住民全体に対して直接の支配を行なうようになったこと、すなわち、それまで封建制度及びキリスト教会が国家権力に加えていた制約が排除されたことを挙げなければならない。ボダンは、中央権力是对内的には国民全体に直接の支配を及ぼし、また対外的には地上のいかなる権力にも服従しない、と主張したが、「対内的な権力」とは当時の国内各地にあつた封建領主等であり、また「対外的な権力」がとくにキリスト教会を指していることは明白であろう。

こうして16、7世紀、ヨーロッパ各地に生まれたフランス等の近代諸国家は相互に国家としての資格を認め、これら諸国間に外交・領事関係が設定された。

古代から西ヨーロッパ以外の世界各地に存在していた政治組織——それが「領主的」な君主国であつたか否かはともかく——の多くについては中央に政府(国王等)があり、その支配はしばしば国内全体に及んでいたから、それらの政治組織は域内主権を有していたといひ得るであろう。しかし、他国との関係はあつてもこの関係はしばしば平等性を欠き、むしろ宗主・従属の関係こそが一般的であり、二つの国が国力(国土面積の広さ、軍事・経済力の強大さ等)の差を盾に相互に優位を主張することもよく見られた。この点については、下記(4)-(6)で述べる。

(4)国際法の下では国家は他の国家と平等である、と主張されることがある。Brierly は国家が相互に平等であらねばならないとする学説は自然法思想の学者によって国際法理論の中に導入された、しかしこれは事実に反しており、誤解を生じやすい、“worse than merely redundant” であるという⁽⁷⁾。

平等には形式的なものと同質的なものがあり、Brierly は明らかに国家間における形式的平等のことを述べている。たしかに、かつては例えば条約（2 国間条約であるか多数国間条約であるかを問わず）の内容が不平等であること（例えば国家間の宗属関係の設定。本稿でものちに「不平等条約」について言及する。）が過去には多かった。現代の国際社会は主として主権国家によって構成され、これらの国家は相互に等位の関係に立つとされているが（国連憲章第 2 条 1 . は、国連は「そのすべての加盟国の主権的平等〔sovereign equality〕の原則に基礎を置いている。」と規定する。）、実際には、例えば国連で一定の加盟国に優越的な地位を与える（例えば国連安全保障理事会ではいわゆる 5 大国は常任理事国であり、また拒否権を与えられている。）ことがある。すなわち、実質的には主権及び国家平等の原則の一体性が保障されていないのである。しかし、20 世紀後半になって国連により推進された「非植民地化」が国家間の実質的・形式的平等の確立に大きく寄与したことに誤りはないであろう。

(5)とくに興味をもたれるのは、近代ヨーロッパの諸国間に設定された外交・領事関係に国家平等の原則が次第に導入されるようになったという事実である。この点に触れるにあたり、念のため外交使節には一時的な使節と常駐使節とがあることを改めて申し上げて置きたい。O.E.D. は、ある君主（または国）から別の君主（または国）に対し、ある使命をもって派遣される高官（すなわち、一時的使節）は通常 Ambassador Extraordinary と呼ばれる、“extraordinary” を付するのはある外国の宮廷において彼の君主（または国）を恒常的に代表する Ordinary（または Resident）Ambassador と区別するためである、なお、Ordinary Ambassador は、かつては Ambassador Leger（または Legier, Lieger）と呼ばれた、としている。

Satow によると、常駐使節の階級は当初は 2 種類あり、すなわち(1)

(7) J. L. Brierly, *The Law of Nations: An Introduction to the International Law of Peace* (6th Ed. by Sir Humphrey Waldock; London, etc.: Oxford University Press, 1963), pp. 130–2.

ambassador 及び(2)その下の agent または resident であった、第 2 級の使節の称号として chargé d'affaires や envoyé もあった、という。Satow は第 2 級の称号のうち resident は 18 世紀末まで使用されたが、agent は 16 世紀以降次第に用いられなくなった、と述べている。

さて、彼によると Envoyé は最もおそく使用されるようになった称号であるが、17 世紀後半、これに“extraordinaire”を付する慣習が生まれ、envoyé extraordinaire が resident より上位であるとの主張が行なわれた。すなわち、この形容詞を付することにより、ある外交使節は他の使節より上位であると主張されたのである。Satow は、大使についても常駐大使と一時的な大使との間に席次争いがあり、前者は称号に“extraordinaire”を付することで優位を主張するようになった、という。しかし、本来ならば“extraordinaire”は一時的な使節の肩書に付されるべき形容詞であろう。Satow も、“Originally this term [*extraordinary*] had been applied only to those who were sent on special missions. The dispute about precedence between ordinary and extraordinary ambassadors furnished the motive to both monarchs and their agents for this otherwise unreasonable custom.”と述べている⁽⁸⁾。

さらに Satow を引用するならば、18 世紀には envoyé と resident との間に minister、minister resident、minister plenipotentiary の各称号が現れ、またナイメーヘンの講和会議（1678 年）では 1 人の代表が envoy extraordinary and minister plenipotentiary の肩書をもつ例が現れたという⁽⁹⁾。

このように、近代初期には外交使節の階級及び席次をめぐって諸国間でしばしば争いがあった。その一方で、かかる争いを避けようとする動きも見られ、これが外交関係に国家平等の原則を導入することに貢献した。

常駐使節の階級については 1815 年、ウィーン会議で最終議定書の付属

(8) Satow, *A Guide...*, I, 240-2.

(9) ナイメーヘン (Nijmegen) はオランダ東部にある都市で、ハンザ同盟にも加盟した経緯がある。スペイン領であったネーデルラントは 1568 年、国王に対して反乱を起し、北部 7 州は 1579 年、ユトレヒト同盟を結成したが、ナイメーヘン市もこれに加盟した。1588 年、7 州による連邦共和国が成立した。フランスのルイ 14 世によって行なわれ、いくつかのヨーロッパの国を巻き込んだ「オランダ戦争」（1672-8 年）を終結させる平和条約は同市で締結された。ネーデルラントの独立は、1648 年のウェストファリア条約で国際的に承認された。（ベルギーでは 1830 年 1 月、独立宣言が発せられ、翌 1831 年のロンドン会議でその独立が国際的に承認された。）

書「外交使節の階級・席次に関する規則」が採択され、1818年のエクス・ラ・シャペル会議でウィーン規則を補足する規則が設けられた。

ウィーン会議の上記付属書第1条で定められた外交使節の階級は次の三つである。

Ambassadeurs (legats ou nonces)

Envoyés, ministres ou autres

Chargés d’Affaires

“Envoyés, ministres ou autres” は、「公使または名称にかかわらずその同格者」といった意味であろう。

また、エクス・ラ・シャペル会議は、第2及び第3の階級の間には *ministres résidents* の階級を新たに加えた。

しかし、会議後も、四つの階級のうち *ambassadeur* については“*extraordinaire*”及び“*plénipotentiaire*”の二つの形容詞が付され、また第2階級の肩書については *envoyé extraordinaire et ministre plénipotentiaire* とされることが慣例となっていたようである。

1961年に作成されたウィーン外交関係条約第14条1. は、次の三つの階級を挙げた。

Ambassadors or nuncios

Envoys, ministers and internuncios

Chargés d’Affaires

すなわち、ウィーン会議で最終議定書の付属書と同様、常駐使節の階級を三つとしたのである（“*ministers resident*”を廃止）。横田教授は、すでに1955年の国連総会において「大使館及び公使館の区別はもはや時代おくれである。」との指摘が行なわれ、またウィーンで行なわれた外交関係会議でも、これに先立つ1957年及び1958年の国連国際法委員会でも

“ministers”の階級の廃止に関して議論があったというが⁽¹⁰⁾、結局この階級は存続させることとなったのである。

(6) Satow は、1922年刊の *A Guide to Diplomatic Practice* で、“The common practice now is to give to an agent of the second class the double title of envoy extraordinary and minister plenipotentiary”と述べる⁽¹¹⁾。しかし、上記の如く、1961年のウィーン会議後も第1階級は *ambassador extraordinary and plenipotentiary*、また第2階級は *envoy extraordinary and minister plenipotentiary* と称する慣習が依然として継続しているのである。筆者は、その経緯を知りたいと思う。

また、Satow は、かつて一部の先進国が半独立国に “agent and consul-general”、“commissioner and consul-general” 等の肩書をもつ代表を派遣した例を挙げ、これらは第5の階級を構成すると考えてよい、と興味あることを述べた⁽¹²⁾。このような肩書は、現在では使用されなくなったようである。

(7)皮肉なことに、ウィーン外交関係条約が作成されたあと、minister及び *chargé d'affaires* の称号は外交使節団の長の称号としてはほとんど使用されなくなり、ministerは次席の称号として使われることが多くなった(しばしば *Envoy extraordinary and minister plenipotentiary* として、または “plenipotentiary” のみを付して)。

(8)近代諸国間に国家平等の原則に基づく外交関係が結ばれるようになったとすれば、その第1の理由として、近代に入って国家が世俗的国家となったことがその背景にあったことを挙げるべきであろう。とくに神聖ローマ帝国の皇帝権が17世紀の中葉に名目化し、さらに1806年、正式に終焉の時を迎えたことを指摘しなければならない。Satow は、19世紀はじめに神聖ローマ帝国が消滅したことでドイツ皇帝が他国の元首に対してもっていた *precedence* もなくなった、このときから “equality in point of all independent sovereign states, whether empires, kingdoms or republics, has been universally admitted, ...” という⁽¹³⁾。そうであれば、国家元首を代表する外交使節もま

(10) 横田喜三郎『外交関係の国際法』(有斐閣、1963年)、155頁注4、156-7頁、160-1頁。

(11) Satow, *A Guide...*, I, 242. 1917年刊の初版でも同様である (234頁)。

(12) Satow, *A Guide...*, I, 246.

(13) Satow, *A Guide...*, I, 35.

た平等に扱われるべきであるとされるのも当然であろう。

また、第2次大戦後、新興国はみずからが外国に派遣する外交使節に対し最高の階級（特命全権大使）を付与し、外国に対しても最高の階級をもつ使節の派遣を求めようになったというが、これは結果的に見て外交使節の階級の一層の平等化をもたらしたといえるのではないか。

(9)参考までに日本の場合を眺めて見よう。外務省に大・中・少の弁務使が置かれたのは1870年10月26日（明治3年10月2日）のことであり、また領事が置かれたのは翌1871年12月16日（明治4年11月5日）のことである⁽¹⁴⁾。弁務使の名称については、1872年10月23日（明治5年9月25日）に行なわれた正院の諮問に対し、外務省は11月5日（10月5日）、新しい訳語について上申した。その結果、11月14日（10月14日）、弁務使は廃止され、大・中・少弁務使はそれぞれ特命全権公使、弁理公使及び代理公使となった⁽¹⁵⁾。

かくて、1872年末、外務省に国際的な制度に沿った外交使節及び領事官の諸官が置かれることとなったのである⁽¹⁶⁾。

(10)さらに想起すべきことは、後述のように15世紀のイタリアには五つの勢力があり、これらの勢力相互の間に多かれ少なかれ「勢力の均衡」(balance of power)が見られたという事実である。すなわち、当時イタリアの北・中部にミラノ公国、ヴェネツィア共和国及びフィレンツェ共和国が存在し、中部に教皇領があり、また南部にはシチリア王国⁽¹⁷⁾が成立し、

(14) 外務省百年史編纂委員会『外務省の百年』上巻（原書房、1969年）、70-1、76頁。

(15) 『外務省の百年』上巻、72-4頁。

(16) 「代理公使」は *chargés d'affaires* の訳であるが、「臨時代理公使」(*chargés d'affaires a. i.*) と紛らわしく、適切な訳とはいえないと思う。なお、外交使節の最高の階級として特命全権大使が日本に置かれたのも1872年11月14日のようである。また、領事官については総領事、領事、副領事及び代領事 (*consular agent*) の4階級が置かれた。

(17) イタリア南部にはシチリア王国が成立したが、これは都市国家ではなく中央集権国家であった。シチリア王国の歴史は複雑で詳細な記述は避けるが、1061年以降、ノルマンディーのオートヴィル家 (*de Hauteville*) 出身である Roberto Guiscardo (フランス語では Robert Guiscard) 及び Ruggero (フランス語では Roger) の兄弟が827年以降イスラムの勢力下にあったシチリア島を征服し、1130年、Ruggero (1世、在位1060-1101年) の子 Ruggero 2世 (在位1130-54年) の下、イタリア南部及びシチリア島を含む「シチリア王国」が成立した。その後シチリア及びナポリを中心とするイタリア半島南部は別々の国になったが、いずれも「シチリア王国」を称したという。1442年、アラゴン王国の Alfonso 5世 (在位1412-58年) はナポリを征服、二つのシチリア王国を統合した。19世紀のはじめナポリはフランスの統治

これら五つの勢力が相互に拮抗する状態にあった。

具体的には、まず1454年4月、ミラノ公国及びヴェネツィア共和国の間に領土画定条約が締結されたが、この条約を確固なものとする目的で、同年8月、ミラノ、ヴェネツィア及びフィレンツェが「イタリア同盟」を結成した。教皇は直ちにこの同盟に参加し、翌1455年、ナポリも教皇の説得に応じてこれに加わり、これら五者間の相互不可侵条約となった。これが後述するローディの和約（Pace di Lodi）で、25年を有効期間とする条約であった。その背景となったのは当時外国勢、とくにフランスがイタリア半島の情勢に介入する恐れがあったことである。また、ビザンツ帝国（のちに触れる機会がある。）の首都コンスタンティノポリスが1453年、オスマン・トルコによって占領されたことも五者の団結を促したといわれる⁽¹⁸⁾。

これらの5大勢力は事実上の独立国であって（教皇領の場合はやや特殊で、これについては後述する。）、域内主権はもちろん対外的にも主権をもち、すでに相互の間に外交関係と称し得る関係（条約の締結、外交使節・領事の派遣・接受等）を維持していた如くである。すなわち、5大勢力の間に外交使節の交換が行なわれ、そのうち何人かは赴任国に常駐したことが考えられるのである。これは、ミラノ公国等五つの国家勢力がモンテヴィデオ条約第1条の規定する「他国と関係を取り結ぶ能力」を享有していたことを示す一証左であろう。

さらに重要なことは、5大勢力の間にある程度の勢力の均衡が見られたことである。ローディの和約によって、これら強国の間に現状維持を原則とする勢力均衡が確立され、その結果、イタリア半島には一時的にせよ平和が維持された。

——筆者は16、7世紀のヨーロッパ諸国の間に「ヨーロッパ国際社会」が成立する以前、そのミニチュアというべき国際社会が15世紀のイタリア半島に存在した事実は、のちの「ヨーロッパ国際社会」におけるメンバー間の平等性を担保する心理的な先例となったのではないかと考えている。

下に入ったが、1816年、ナポリ王国と合併し「両シチリア王国」（Regno delle due Sicilie）が成立した。この王国はその後フランス、ついでスペイン（アラゴン王国）の支配を受けることとなる。

(18) クリストファー・ダガン、河野肇訳『イタリアの歴史』（ケンブリッジ版世界各国史）（創土社、2005年）、87-8頁。とくに教皇はオスマン・トルコの拡大を危惧していたといわれる。

国家間の「勢力均衡」は国際政治学上の概念であって国際法のそれではないが、筆者の見解であるが、相互間に勢力の均衡が見られるときは関係国の間では多かれ少なかれ平等な立場に立つ外交関係が成立する可能性が高くなるようである。Morgenthau は、Lord Bolingbroke が次のように述べたとしてこれを引用している⁽¹⁹⁾。

The scales of the balance of power will never be exactly poised, nor is the precise point of equality either discernible nor necessary to be discerned. It is sufficient in this, as in other human affairs, that the deviation be not too great.

筆者の見るところ、Lord Bolingbroke は勢力の均衡が成立するためには関係諸国の間にある程度の平等性——それは形式的なものではないとしても——が存在することを前提として語っているようである。

(1)近代ヨーロッパ諸国の間に外交・領事関係が成立して、ここに「ヨーロッパ国際社会」が成立したが、その法規範となったのが「ヨーロッパ公法」(droit public de l'Europe)である。

ヨーロッパ公法は法学者の研究対象として16世紀に成立したといわれるが、彼等はそれまでに行なわれた国際慣行を観察し、これに理論的考察を加えつつ、公法として徐々に体系化した。これがのちの国際法(international law)であるが、その形成はヨーロッパにおける主権国家の誕生及び国際社会の成立と並行しつつ開始され、現在にまで及んでいるといつてよいであろう。

ところで国際法上、承認(recognition)とはある既存の国家がある政治組織に国家としての資格(国際法主体性)を明示的または黙示的に認め、当該政治組織が国際法上の権利能力及び行為能力をもつと認定する行為である。初期のヨーロッパ国際社会では、当然のことながらメンバーは相互を黙示的に国家として承認したのであろうが、その後これに加わろうとする政治組織については、既存の主権国家が明示的に——個別的にせよ集团的

(19) Hans J. Morgenthau, *Politics among Nations: Struggle for Power and Peace* (7th Ed.; New York: McGraw-Hill, 2006), p. 219. なお、第7版は Kenneth W. Thompson and W. David Clinton による改訂版。

にせよ——これを国家として承認し、または承認を拒否することが一般化したと思われる。

(12)15世紀のイタリア半島に小さな国際社会が成立する以前には、おそらく国際社会の名に値する国家グループはなかったであろう。少なくとも、メンバーが多少なりとも平等の立場で参加した国際社会は存在しなかったかも知れない。筆者は本稿IVで遙かなる昔、メソポタミア及び中国に存在した国家関係の一端について触れることとするが、他にも世界各地に複数の国が並存し、相互に「関係を取り結んだ」例はあろう。この関係を律する規範も成立した可能性も否定できない。その実態を是非とも知りたいものである。

I 近代国際社会の成立まで

1. ヨーロッパにおける近代国家の成立まで

(1)中世のヨーロッパは、各地域が封建主義とキリスト教という共通の精神的紐帯で結ばれ、一つの「キリスト教世界」(Christendom)を形成していた。国家と呼び得る政治組織はあったが、各国の領域内にはしばしば聖俗の権威が複数存在し、国王による統治権の集中・統一は行なわれていなかった。まず各地に有力な封建諸侯がおり、程度の差はあったが彼等は国王から自立していた。封建諸侯のほか、王家の次・三男が国王から領土を受領することがあったが(「采地」[apanage]という)、しばしば国王からの自立を図った。また、とくに神聖ローマ帝国の諸皇帝は国内の高位聖職者(司教、修道院長等)を叙任して所領を寄進し、または封土として与えた。これが「司教領」であるが、このような領土を得た者の多くは神学上の教養とは無関係の貴族階級の出身者で、諸侯とほとんど変わるところがなかったという。

しかし、15世紀中葉からのポルトガル及びスペインによる新航路の発見、マルティン・ルターの「95カ条の論題」(1517年)を発端とする宗教改革、Quattrocentoのイタリア(具体的にはイタリアのいくつかの都市国家=コムーネ)で始まるルネッサンス、ヨーロッパ域内における交通・通商の発達(これは次第に域外、とくにイスラム世界との関係でも見られる

ようになった。)——これらの動きはヨーロッパにおける近代精神の基礎を形成することに大きく貢献することとなっただけでなく、それまでに存在した国家のいくつか——フランス、スペイン、イギリス等——が国家権力を中央に集中させ、近代主権国家に変貌するきっかけとなった。

(2)国家が「国際能力」を行使する対象となるのは原則として主権国家であり、したがって、いかなる国家も国際能力を構成する個々の権利を自由に行行使することはできない。例えば、前述したように、外交使節を派遣する権利にせよ領事官を派遣する権利にせよ、相手国から事前の承認を得なければならない。

(3)ヨーロッパにおける近代国家の成立を眺めるに先立ち、筆者はまずフランク王国(481-987年)について一言しなければならない。フランク王国は西ヨーロッパ世界の形成に大きな役割を果たしたといわれるからである。

フランク王国の建設に先立つ395年、ローマ帝国は東西に分裂、476年、すなわちフランク王国が発足するわずか5年前、西ローマ帝国は滅亡した。しかし、東ローマ帝国(以下「ビザンツ帝国」と呼ぶ。)はなお1000年あまり存続する。

ところで、フランク王国の歴史は、初期の神聖ローマ帝国(Sacrum Romanum Imperium)と密接にかかわり合っている。神聖ローマ帝国は10世紀半ばから19世紀初頭まで存続したが、帝国(Imperium)といってもそれは国家の構成要素を備えたものではない。「皇帝」も名目的な称号に過ぎなかったといつてよいのであるが、理念的には教皇権の保護者としてキリスト教世界の国王・諸侯に優越する存在であった。同帝国は962年、ザクセン朝第2代のドイツ国王オットー1世(在位936-73年)が帝冠を受けたことで発足したが、その先駆的な形態はカール1世(シャルルマーニュ、在位768-814年)のとき生まれた。

西ゲルマン系のフランク族の一派、サリ支族はライン川の中・下流東岸に進出、領土をガリアのほぼ全域に拡張したが、その結果として他のゲルマン系諸民族、さらに旧ローマ系住民を抱合する広大なフランク王国を建設した。フランク王国の王座は当初メロヴィング家が占めたが、のち王国の実権はカロリング家が握ることとなり、751年、同家のピピン(小、在

位751-768年)はカロリング朝を創始した⁽²⁰⁾。

ピピンの子カール1世は「大帝」と呼ばれ、8世紀末までに西ヨーロッパの主要部分を統一してビザンツ帝国と肩を並べる強国を築いた。800年、カール1世はローマ皇帝の冠を授与されたが、このときはじまったカロリング帝国が筆者のいう神聖ローマ帝国の先駆的な形態である。(カール1世はまだカロリング帝国の皇帝であった。)

カール1世の死後の843年、ヴェルダン条約が締結され、彼の3人の孫によりフランク王国は3分された。すなわち、長子ロタールは皇帝位及び中部フランク(ロートリングン、ブルグンド及びイタリア)を継ぎ、ルートウィヒ2世及びカール2世はそれぞれ東フランク及び西フランクを相続した。855年にロタールが死亡したあと、ロートリングンは東西フランクに分割された。

ロタールの支配下にあったブルグント⁽²¹⁾及びイタリアでは、彼の死後多くの豪族が対立し抗争をつづけたが、ザクセン王朝の第2代国王オットー1世(前述)はブルグント及びイタリアを征服、962年、ローマにおいて皇帝戴冠を果たし、さらに963年、イタリア王位を獲得した。これによってドイツ及びイタリアの結び付きが強化されることとなった。オットー2世(在位967-983年)の時代から Imperium は「ローマ帝国」と呼ばれるようになり、これが一般化した。(なお、「神聖」という言葉が加わったのはホーエンシュタウフェン朝(神聖ローマ帝国3代目の王朝)のフリードリヒ1世の時代である。)⁽²²⁾

こうして、フランス(西フランク)、ドイツ(中部フランク)及びイタリア(中部フランク)の「原型」が形成されたのである。

(20) ピピン(大)の義理の息子ピピン(中)はカロリング家興隆の基礎を築き、彼の庶子カール・マルテルは同家の権威を確立した。ピピン(小)はその息子で、メロヴィング家の王朝を廃し、みづから王位についてカロリング朝を開いたのである(在位751-68年)。

(21) ブルグント族は443年、サヴォイアに王国を建設したが、534年にフランク王国に併合された。

(22) フリードリヒ1世は、ドイツ国王としての在位は1152-90年、神聖ローマ帝国皇帝としての在位は1155-90年であった。彼は「赤髭王」として知られる。第3回十字軍に従軍し、小アジアのゼーレフ川を渡河中に溺死したが、国民は彼の死を信じようとせず、やがて王は山中の洞窟で眠っているという「キュフホイゼル伝説」が生まれた。グリム兄弟の『ドイツ伝説集』にも取められ、またローマン派詩人が好んで題材とした。念のため付言すれば、後出のプロイセン王フリードリヒ1世とは別人である。

(4)しかし、中世末になると皇帝はイタリアを維持する力を失ない、神聖ローマ帝国の範囲はドイツに限られた。15世紀末になると帝国の名称に「ドイツ民族の」という限定詞が付加された。(ドイツ語による正式名称は“*Heiliges Römisches Reich Deutscher Nation*”となった。)また、このころ帝位はハプスブルク家に固定され、1648年のウェストファリア条約によってドイツの領邦君主は独立に近い自主性を承認され、神聖ローマ帝国の皇帝権はまったく名目化した。(それにもかかわらず、同帝国は1806年になってようやくその歴史を終えた。)

(5)フランク王国の拡大・分裂と並んでヨーロッパ諸国の形成に大きな影響を与えたのはイスラム世界の盛衰である。

610ころムハンマド(マホメット、570年頃-632年)はイスラム教を唱え、630年、彼の率いるアラブ軍はメッカを征服し、さらにアラビア半島の諸種族は彼と盟約を結ぶに至った。ムハンマドが没するまでに半島のゆるやかな統一が実現し、イスラム国家の原初形態が生まれていたのである。彼の死後、後継者(カリフ)たちはシリア、エジプト等を征服、古代オリエント世界に代わって「イスラム世界」が胎動を開始するようになった。かくて、アッバース王朝(750-1258年)のころ、とくにマンスール(在位754-775年)の下でバグダードを首府とする大帝国が成立した。バグダードはティグリス川沿いにあるため東西交易路の結節点となり、やがて世界各地の商人が集まる国際都市に成長した。イスラム帝国はその後、盛衰の歴史を辿ることとなるが、その詳細は省略する。

しかし、一言しなければならぬのは、イスラム教徒は北アフリカを西に進み、711年、イベリア半島に進出した事実である。一方、11世紀に小アジア(アナトリア高原)に進出したトルコ人はイスラム教に改宗、セルジューク朝(1038-1194年)を興してアナトリア高原の大部分を支配、またシリアに進出してビザンツ帝国の国境を侵害するようになった。また、アナトリア高原の西部に台頭したオスマン・トルコは小アジアのほかバルカン半島等も支配下に置く大帝国を築き、アフメト2世(在位1444-6年、1451-81年)の軍は1453年、コンスタンティノポリスを攻略し、ついにビザンツ帝国を滅亡させた。さらに13-4世紀以降、インド亜大陸がイスラム化され、16世紀後半には東南アジア、中国、黒アフリカ等にもイスラ

ム教が伝播したことは周知の通りである。

イスラム世界には独自の国際法が形成されたが、ヨーロッパに近接していることからキリスト教諸国の間で発達したヨーロッパ公法との間で相互に影響を与えることがあった（注3参照）。

2. 教皇領について

(1)現在、ヴァチカン市国 (Stato della Città del Vaticano) は、ローマ教皇が統治する世界最小でありながらも独立国としてその国際法主体性を広く認められている。教皇庁は教皇がその職務を遂行する機関で、教皇及び教皇庁をまとめて教皇座 (Sede Apostolica) という。

(2)教皇領の起源は古く、コンスタンティヌス1世(在位310-37年)がローマの教会に土地を贈与したことに遡る。756年、フランク王国の小ピピン(小)はラヴェンナ総督領等、いわゆる「ラヴェンナ・ローマ枢軸地帯」を教皇に寄進したが、教皇領としてはまだ名目的なもので、イノケンティウス3世(在位1179-80年)の時代になってようやく教皇の支配下に置かれたといわれる。14世紀、教皇はアヴィニョンに居を移したが、ローマに帰還したあとは中部イタリアの主権を回復した。15世紀末から16世紀はじめ政治力のある教皇が相次ぎ、とくにユリウス2世(在位1503-13年)は武力によって教皇領を北方に拡大した。

その後、教皇領の範囲は拡大または縮小を繰り返した。1808年2月2日、教皇領はフランスに併合されたが、後述するようにウィーン会議(1814年9月-1815年6月)でその大部分を回復した。しかし、1859年の奥伊戦争で領域の大部分を失った。

(3)中世初期から教皇とカトリック諸国との間に使節の派遣・接受が行なわれたというが、おそらくその多くは一時的なものであろう⁽²³⁾。また、教

(23) ただし、Oppenheim は、教皇はフランク王及びビザンツ帝国の首都コンスタンティノポリスに常設の代表(いわゆる apocrisarii)を置いていたという(コンスタンティノポリスについては395年のローマ帝国の東西分裂まで)。しかし、彼等の任務は教会に関する事柄に限定されていたのであって、最初の常駐使節とはいえない(L. Oppenheim, *International Law: A Treatise* [1st Ed.; London, etc.: Longmans, Green & Co., 1929], I, 416-7; Robert Jennings and Arthur Watts, *Oppenheim's International Law* [9th Ed.; Longman Group UK Ltd., 1992], I, 1053, 注1)。なお、常駐ではなく一時的使節としては、例えばヴェネツィア及びビサは必要に応じてコンスタンティノポリスに legatus を派遣したという(資料(1)、141-2頁)。

皇はこれら諸国と concordato、すなわち協約を締結することがあったが、当時の concordato を国際法が規定する条約と呼べるか否か疑問である。

1861年3月、イタリア王国の成立が公布され、王国は教皇領を併合した。1871年5月、イタリア議会は「教皇保障法」を成立させ、教皇庁に駐節する外国使節に外交上の不可侵権を与えることを承認したが、歴代の教皇はその効力を否定し、この状態が1929年まで継続した。(当時教皇庁に駐節していた外国使節につき、その数・ステータス等、実態を調査したい。)

(4)1929年2月11日、教皇ピウス11世(在位1922-39年)はイタリアとラテラノ協定を締結、イタリアは国際分野における教皇庁の主権を承認し(第2条)、またヴァチカン市国が創設された(第4条)。これにより領土的基盤をもつ独立国家が誕生したのである。以来ヴァチカン市国はさまざまな国と外交関係を維持し、多数国間条約の当事国となり、また concordato は国際法上の条約として正式に認められるに至った。さらにヴァチカン市国は国連、欧州評議会(CoE)等で常任オブザーバーのステータスを持ち、また多くの国際会議に参加している。表現を改めれば、ヴァチカン市国はとくに1929年以来、国際社会において国家としての法主体性を認められているのである。

3. 十字軍の運動

(1)次に、筆者は十字軍の運動に触れなければならない。この運動は、領事制度の発生に直接の関係を有するといわれているためである。

十字軍の運動は第1回(1096-9年)から第7回(1270年)まで行なわれた。第1回十字軍は教皇ウルバヌス2世(在位1088-99年)の呼び掛けに応じ、フランス、イタリア等の諸侯(封建君主)及び騎士が中心となって編成された。ビザンツ帝国はコンスタンティノポリスを首府とし、ギリシャ及び小アジアを中心とする広大な領土を支配していたが、トゥグリル・ベク(Tughrik Bek、在位1038-63年)が現在のイラン、イラク、シリアを支配下に置いて興したセルジューク朝(前出)が小アジアに進出、ビザンツ帝国の国境を侵害した。セルジューク朝はシリアで聖地イェルサレムをみずからの版図に入れ、これが第1回十字軍編成の直接のきっかけになったといわれる。(イェルサレムはビザンツ帝国の支配地域の外にあっ

たが、セルジューク朝はキリスト教徒の巡礼者を妨害したといわれる。)

さて、資料(1)は、イタリアのムーネのうちでもジェノヴァ、ピサ、ヴェネツィア等の海港都市はその所有する船舶をもって騎士たちを聖地へ運ぶ等、十字軍を大々的に援助したが、その代償として十字軍に参加した君主たちは征服した都市の一部をこれら商業都市に与えた、と述べる(132頁)。第1回十字軍は1099年7月になってエルサレムを占領、所期の目的を達成したが、そのほかシリア、パレスティナ一帯に領土を獲得し、エルサレム王国、トリポリ伯領、アンティオキア侯領、エデッサ伯領等が建国された。また、第4回十字軍はコンスタンティノポリスを占領、ラテン帝国を樹立した(1204-61年)⁽²⁴⁾。第4回十字軍に協力したヴェネツィアはコンスタンティノポリス市域(金角湾の最上等地)のほか、バルカン西部、エーゲ海地域等に広大な領土を得、また旧ビザンツ帝国全域にわたり商業特権を独占することとなった。

十字軍の運動の最中、またその後、ジェノヴァ、ピサ、ヴェネツィア等の商人たちはレヴァント地方(ビザンツ領域及びシリア、エジプト等)との貿易をそれまで以上に推進したが、とくに香辛料の輸入による利益はきわめて大きかったという。こうして、これらのムーネでは市民(とくに“popolo grasso”と呼ばれる富裕な市民)が新しい政治勢力となるのである。

(2)十字軍の運動は1270年まで行なわれたが、クルド人将軍サラディンが開いたアイユーブ朝は対十字軍戦争を推進し、1187年にはエルサレムを奪回、また第1回十字軍がシリア等に建設した国家も次々と滅亡した。

しかし、3世紀近く続いたこの運動は、ヨーロッパとイスラム世界との通商関係に大きな変化を及ぼした。ヨーロッパ側では、とくにイタリアの商業都市がライバルのビザンツ商人に代わって東地中海に商圈を拡大し、最も大きな利益を得たことは既述の通りである。イスラム世界は広大な広がりをもっていたが、各地の都市を結ぶ道路はよく整備されており、商人はアフリカ、インド、中国、東南アジア等の遠隔地とも取引を行なった。各都市のスーク(市場)ではイスラム商人に交じってユダヤ教徒やキリス

(24) ラテン帝国の誕生後、旧ビザンティン帝国の勢力の一つがニカイアに亡命政府を樹立したが、ニカイア帝国のミハエル8世(在位1259-82年)はジェノヴァの援助を受けて1261年、首都コンスタンティノポリスをラテン帝国から奪回、ここにパレオロゴス朝を開いた。

ト教徒の商人や職人が活動し、ヨーロッパ及びイスラム世界の間では商品のみならず学術・技術の交流も進められた。

(3)十字軍の運動は、ヨーロッパ商人がその商圏を東地中海、さらにイスラム世界に拡大させることに寄与しただけではない。国際法の見地からすれば、この運動はさらに領事制度の確立に関与することになったと考えられる。

しかし、十字軍の運動の意義はそれだけではない。例えば中世の領事が時として常駐外交使節の任務を果たしていたことを考えると、あるいはここに常駐外交使節の制度の萌芽を見ることもできるのではないか。また、十字軍を構成したヨーロッパの騎士たちの一部が聖地イェルサレムに常駐し、聖ヨハネ騎士団(1113年)、テンプル騎士団(1119年)、ドイツ騎士団(1190年)等の騎士修道会が聖地の警備、巡礼者の保護、貧者・病人の世話にあたったことが筆者の強い興味を惹く⁽²⁵⁾。騎士団のいくつかは現在、限定的であるが国際法上の行為能力を認められていることは周知の通りである。

4. ヨーロッパにおける近代諸国家の成立

16、7世紀の西ヨーロッパではフランス、スペイン、ポルトガル、イギリス等が近代国家として出現する。次に、本稿に関係する範囲でフランス等若干の国についてその状況を一瞥しよう。

(1) フランス

フランスでは987年、カペー朝が成立したが、王領地は小さいものであった。当時のフランスでは地方に勢力をもつ諸侯の自立性が高かった。とくにブルゴーニュ公及びノルマンディー公は王領地に匹敵する領土をもち、しかもこれらの領土に対しては国王がもつべき国家権力の全部または一部が及んでいなかったのである。例えばブルゴーニュは11世紀初頭、フランスのカペー家により建てられたが、カペー朝(987-1328年)2代目のロベール2世(996-1031年)の次男ロベールにブルゴーニュ公領が与えられた。すなわち、ブルゴーニュはいわゆる采邑の土地となつたのである。

(25) 聖ヨハネ騎士団は、イェルサレム、エジプト等に巡礼者の保護のために領事を置いた(資料(2)、311頁、注1)。

この地は1361年、いったんフランス王家のヴァロア家に吸収されたが、1363年、ヴァロア家当主ジャンはやはり采地として第4子、フィリップ（1世）に与えた。これがフィリップ1世である（在位1363-1404年）。ヴァロア家系のブルゴーニュ公家は1477年まで4代を数えた。とくに第3代当主フェリッポ2世（在位1419-67年）のとき領土をフランドル、ネーデルラント方面に拡張、ヨーロッパ諸勢力のうちでもヴァロア家に次ぐ大勢力となった。これは当然、フランス王家との摩擦を引き起こした。1435年、「アラスの和解」で公家はフランス王家と和解したが、最後のブルゴーニュ公家の当主シャルル（在位1467-77年）の死後、1477年、ブルゴーニュは王領地に併合された。しかし、王権はブルゴーニュのもつ独自性をほとんど侵害しなかったという。1589年、アンリ4世（在位1589-1610年）の下でブルボン朝が開かれ、事実上ルイ13世（在位1610-43年）の宰相の地位を占めたりシュリユーは中央集権的な官僚機構を整備し、1629年から国王が直轄する地方長官（intendant）がディジョンを含む全国各地に常駐することとなった。これにより、フランス王国の統一はようやく完成した。ヨーロッパ諸國中、フランスは最も早く絶対主義的な主権国家を形成したのである。

フランスには、封建諸侯のほか、自立性の高い海港都市があった。その代表的なものはマルセイユで、同市は10世紀中葉にプロヴァンス伯の支配下にはいったが、1257年、海外にある同市の市民を保護するために領事を任命する権利を与えられた。1481年、プロヴァンス伯領はフランス王国に併合されたが、マルセイユ市には1669年、自由港が開かれ、各地——黒海、アンティール諸島、南米大陸等を含む。——と活発な貿易を行なった。マルセイユ市の経済活動に対してはフランス国王、とくにルイ14世（在位1643-1715年）からさまざまな特権の保護が与えられ、領事を任命する権利も依然として認められていた（いつまでのことかは不明）。マルセイユ市は19世紀、フランスの北アフリカにおける植民地支配の進出拠点となり、また1869年のスエズ運河開通に伴ない地中海ルートによる貿易が活発となったため一層繁栄した。

フランスは15世紀末にはすでに国王によって任命された領事官が存在したという。17世紀後半から18世紀にかけて、フランスは領事制度を国

内法で定めた。他の国家はこれに倣って自国の領事制度を整備するようになり、かくして近代的な領事制度が確立する途が開かれることとなった(資料(3)、6-8頁)。

(2) スペイン

スペインの場合は特殊で、前述したように711年、イスラム教徒がイベリア半島に侵入を開始し、北部を残して長らく半島を支配した。これに対してキリスト教徒によるレコンキスタ(国土回復運動)が北部からはじまり、南下していくのであるが、その過程でいくつかの王国、公国が形成された。これら王国等は南進して次第にイスラム勢力を半島から追い落とし、いくが、1479年、カスティーリヤ王国のイサベル女王とアラゴン王国のフェルナンド王との結婚によって両国は統一され、強権的な王政を敷いた。両王の下で1492年、ついにレコンキスタは成功し、これによりスペインには統一国家への道が開かれた。なお、1580年、フェリペ2世(在位1556-98年)はポルトガルを併合したが、1668年、スペインはポルトガルの独立を承認した。

さて、アラゴン王国は13世紀後半から地中海世界に進出、シチリア、ついでナポリ王国を征服した。伊藤教授によると、アラゴン王国は領事の宣誓に関する勅令をもっていたという(資料(2)、305頁)。

それはともかく、スペインでもカタルーニャ等は地方的独自性をもっていた。もともとアラゴン王国は一種の連合体であって王権は弱く、バルセロナ、ヴァレンシア等の構成地方の独自性が比較的尊重されていたのである。例えばバルセロナ市(当初はバルセロナ伯領であったが、12世紀末にアラゴン王国に合併された。)はすでに1283年、都市特権を認められている。例えば、市の参事会は領事の任命権をもっていた。アラゴン王国の君主は同市が任命した領事に辞令または委任状を与えたが、領事の任命に対する君主の承認は形式的なもので、領事はもっぱら彼を任命した都市の監督下で行動し、都市から訓令を受け、また都市に対してのみ報告を行なった。アラゴン王国及びカスティーリヤ王国の統一後、バルセロナ市が任命する領事はカスティーリヤ王国の住民にも管轄権を及ぼすこととなった(資料(2)、302-6頁、資料(3)、3-4頁、5-6頁注7)。

アラゴン王国はイタリア半島に進出し、とくに15世紀前半、ナポリ王

国を征服したが、バルセロナ市は王国の対外進出に伴って貿易圏を拡大、地中海沿岸のみならずヨーロッパ大陸の大西洋岸の各地に商館を設置した。

(3) イギリス

イギリスは、イングランドについては小国家群が6世紀ころまでにアングロ・サクソン7王国 (Heptarchy) に統合されたが、のちデーン人が侵入、1016年、デンマーク王子クヌートがイングランド王に即位した。一方、ケルト系諸民族がブリテン島に早くから定着、1034年にはダンカン1世が即位してスコットランド王国が樹立された。バラ戦争 (1455-85年) 後に開かれたテューダー朝 (1485-1603年) の下でイングランドは絶対王政の時代へ移行する一方、1536年にウェールズが、また、1707年にスコットランドがそれぞれイングランドに併合され、イギリスは「大ブリテン王国」となった。しかし、ウェールズもスコットランド同様ケルト系である。1967年のウェールズ言語法により、イングランドは2世紀ぶりにウェールズを含まないこととなった。ケルト系の地方、とくにスコットランドでは現在でも地方分権強化の主張が叫ばれている。

(4) ドイツ

(a)近代ヨーロッパには、ドイツ、イタリア等、一つの民族が国家にまとまることが遅れた国もあった。しかし、これらの国はいくつかの自主的な領域をかかえており、これらは独立国家に近い領域国家を形成していた。

ドイツについて見ると、13世紀以降各地に有力な領邦 (Länder) が成立し、ドイツでは権力国家的な発展は領邦単位で進められた。領邦国家のうち最高の位階を有していたのは選帝侯国 (Kurfürstentum) で、ついで聖俗の諸侯領、さらに南ドイツを中心に多数の帝国自由都市があった。とくにオーストリア及びプロイセンは強力な領邦であったが、ホーエンツォレルン家のフリードリヒ1世 (通称フリードリヒ大王、在位1713-40年) はプロイセンで絶対王政をつくりあげ、シュレージエン地方を併合して同国の地位を不動のものとした。ついで即位したフリードリヒ2世 (在位1740-86年) はいわゆる啓蒙専制君主とされる。オーストリアのハプスブルグ家は1699年、ハンガリーの支配権を確立、ヨーロッパ有数の強国となった。マリア・テレジア (在位年1740-80年) はオーストリアの中央集権化をめ

ぎしてプロイセンに対抗しようとした。しかし、プロイセンは第1次・第2次シュレーゲン戦争（それぞれ1740-2年、1744-5年）及び七年戦争（1756-63年）でオーストリアのシュレーゲン地方を領有することとなり、ここにヨーロッパには「5強体制」（イギリス、フランス、ロシア、オーストリア及びプロイセン）が成立することとなる。

(b)13世紀以降、北ドイツの諸都市は「ハンザ同盟」を結成したが、筆者はこれが領事制度の成立と関係をもつ可能性があるのではないかと考えている。この点については筆を改め、IIで詳述することとしたい。

(5) イタリア

(a)地方自治の動きは11-13世紀の西ヨーロッパの多くの地域で見られたが、イタリアの北・中部で最も大きな成果が見られた。すなわち、イタリアではすでに9-10世紀、各地で商業が盛んになり、多くの都市が生まれた。すなわち、イタリアには教皇領及び半島南部のノルマン公国のほか、海港をもつジェノヴァ、ピサ、ヴェネツィア等、また内陸部のミラノ等、北・中部に多くの商業都市が発達したのであるが、1080年ごろからほぼ半世紀の間に、これら都市では市民が市政を運用し、都市自体が「コムーネ」と呼ばれる都市国家を形成するようになった。コムーネは当初は平和維持のための一時的な誓約団体であったが、次第に *cònsule*（最高行政官。2、3人のことも20人以上のこともあった。）を代表とする恒常的な政治機構に発展し、都市周辺部（*contado*）の土地所有者が参加したため都市を含む領域の支配勢力となった。コムーネが行使する各種財源の徴収権、造幣権、裁判権等は、*regalia*（皇帝に帰属する権利）を侵害するものであった。やがて1人の有力者が都市の全権を掌握するシニョリア制（*signoria*）が成立、コムーネ体制は終わり、事実上の君主制に移行した。

しかし、ヴェネツィア、フィレンツェ等、しばらくは別の歴史を辿るコムーネもあった。例えばヴェネツィアでは1797年、ナポレオンにより占領され、オーストリアに移譲されるまでは貴族が支配する共和制が維持された。フィレンツェでは1532年、メディチ家のアレッシンドロが公爵に叙せられ、公国が成立したが、それまでは大体において平民が支配する共和国であった。

(b)コムーネは、伊藤教授のいわれるように領事制度の発足には大きな役

割をもった。この点の詳細については、下記Ⅱで述べることにしたい。

(6) ロシア

ビザンツ帝国は1453年、1000年に及ぶ歴史を閉じたが、東ヨーロッパ一帯に広がっていたスラヴ諸族にギリシャ正教及びビザンツ文化を伝え、ここに独自の文化圏が形成された。とくに東スラヴ人はロシアに諸公国を建設したが、ロシアに統一国家が成立するのは15世紀末で、やがてロマノフ朝が開かれる(1613-1917年)。同朝、とくにピョートル1世(在位年1682-1725年)の下でロシアは積極的に近代化を進め、18世紀には東ヨーロッパの最強国としてヨーロッパ国際政治の舞台に登場する。

東スラヴ人が建設した諸公国の一つ、キエフ大公国は12世紀中葉に分解し、ノヴゴロド等が自立した。ノヴゴロドでは民会が実権を握り、都市共和国となったが、同共和国は交通の要衝で、のちにハンザ同盟にとって貿易拠点の一つとなった。

* * *

(1)伊藤教授は“consul”の語は中世においては都市の大官を指す称号として用いられた、まず11世紀末、イタリアの諸都市がその大官をこのように呼び、その後南フランスの諸都市がこれに倣い、12世紀終わりころにはこの風習が各地に拡まったが、植民地の長官に対しては“vicomte”の名称が与えられた、しかし、これがのちに“consul”に改められた(資料(1)、137頁)、ヴェネツィアのみはbaileの名称を用いたという(同、136頁、注3)⁽²⁶⁾。また、consul以外にrecteur、rector、podestat等、さまざまな名称が使用された、という(同、137-142頁)。

Anzilottiは「(中世の)技術上及び職業上の組合は、大なる自治を有していた。就中、組合員の間、又は、組合員と非組合員の間紛争の解決のため、自己の裁判官をもっていた。これらの裁判官は領事(consuls)と称された。……多くの個人団体が、……海外諸國に定住に出かけたときに、これらの人々は、その植民地に、その母國に於て有していると同じ組織を再現させたのである。」と述べる⁽²⁷⁾。Anzilottiは在外の商人たちがもって

(26) Satowによると、ヴェネツィアのbaile(Satowは“bailo”としている。)は1453年までは領事であったが、それ以降dipolomatic characterを与えられた(注35参照)。

(27) Dionisio Anzilotti, *Corso di Diritto Internazionale* (1927年)の第1巻は、一又正雄教授によ

いた裁判官の名称に触れていないが、伊藤教授のいわれるように、少なくとも最初は“vicomte”であったと思われる。

中世のヨーロッパでは、商業の発展につれて国内に各種の組合（ギルド）が形成された。組合には固有の裁判官（consul）がおり、メンバー相互の間、またメンバーと組合に所属しない個人との間で民事・刑事上の紛争があった場合、彼がこれを裁断したという。外国の港湾または都市に居住する一国の商人たちの組合の長（vicomte、のち consul）も商人たちの間の争いを裁き、また彼等のために土地の官憲との連絡窓口となったのである。

さて、十字軍に伴なってレヴァントに定着したイタリア、スペイン、南フランスの商人はやはりギルドを組織し、各ギルドにはさまざまな名称をもつ固有の裁判官がいた。例えば、ヴェネツィアがコンスタンティノポリス近くのペラに建設した商業植民地の長官（consul であるが、とくに“podestat”と呼ばれた。）は、同地のみならずビザンツ帝国の他の地方に居住するヴェネツィア人及びコンスタンティノポリスに入港するヴェネツィア船舶に対する最高の行政官であることはもとより、彼はまた裁判官でもあった（資料(1)、138-141頁）。ピサ、フィレンツェ、マルセイユ等が海外に任命した consul も、同国人に対して同様の権限を有していた（同、145頁、148頁）。Anzilotti は「現在の領事制度は、……中世の特殊の社会的及び政治的状态の自然的且直接的な結果である。」といったが⁽²⁸⁾、おそらくその通りであろう。

(2)中世には、ヨーロッパでは国家がまだ十分に組織化されていなかったこともあって広く属人法が行なわれたが、これはヨーロッパ域外に開設された商業植民地の場合でも同様であった。すなわち、人は彼が所属する民族固有の法を、外国においても維持したのである。したがって、在外植民地においても、長官は本国の法律によって紛争等を裁いたのである（いわゆる「領事裁判」）。

り『アンチロッチ 国際法の基礎理論』の題下で和訳されている（巖松堂書店、1942年）。本稿ではこの訳書を使用させて頂く。上記の引用は、訳書の295-6頁。

(28) 一又訳『アンチロッチ 国際法の基礎理論』、295頁。

5. 国際社会の拡大

(1)西ヨーロッパに誕生した国際社会はその後次第に拡大し、非ヨーロッパ世界を包み込むようになった。これに伴ない、「ヨーロッパ公法」の呼称は19世紀後半以降行なわれなくなり、代わって「国際法」と呼ばれることになった。国際法が非ヨーロッパ諸国に対しても適用されるようになった当然の結果である。

(2)1648年のウェストファリア条約は、しばしば近代国際社会の発展に途を開いたといわれる。この条約により、ドイツにあった355の諸邦は事実上の独立を認められ、また、ネーデルラント共和国（スペイン領であったが、1581年、北部7州が独立を宣言した。）及びスイスの独立が承認された。

1814年9月から1815年6月まで開催されたウィーン会議はナポレオン戦争の戦後処理にあたった会議であるが、まずこの戦争を通じてその数が35に減じたドイツの諸邦をそのまま認め、ドイツ連邦（der Deutsche Bund）を創設することとした。（諸邦のほかに四つの自由市で構成される緩い連邦である。）オーストリアはドイツ連邦の盟主としての地位を与えられた。

一方、ネーデルラントは南部（ベルギー）を、プロイセンはザクセンの3分の2を、またスウェーデンはノルウェーをそれぞれ取得した。また、ポーランドにワルシャワ大公国が建てられ、フランスに併合されていたローマ教皇領が復活した。一方、神聖ローマ帝国は復活させないことに決定し、同帝国はついにその長い歴史を閉じた。さらに、この会議でスイス及びクラカウの永世中立が宣言された。（クラカウについては、その永世中立はロシア、オーストリア及びロシアが保障することとなったが、1846年、これら3カ国の合意により保障は廃止された。）

ウィーン会議はライン川規則を採択し、その「国際化」が決定したが（中央委員会は1831年になって設置された。）、ドナウ川についても1856年のパリ条約で二つの国際委員会の設置が決まった。その後オーデル川等についても国際管理が行なわれることとなったが、多数国間条約により国家とは別個の常設的機関を設置し、国際協力を推進しようとする動きはその後他の非政治的な分野（通信、郵便、交通等）にも拡大した。これらは国際

機関の先駆けとなり、国際社会に国家以外の構成単位が創出される結果をもたらしたといえよう。

1776年7月4日、米国にあったイギリス植民地代表で構成される大陸会議は独立宣言を採択、米国は独立した。近代国際社会は、はじめてヨーロッパ域外に拡大されることとなった。

19世紀にはラテン・アメリカ諸国が次々と独立した。最初にフランス領であったハイチが独立を達成（1804年）、つづいてスペインの支配下にあったヴェネズエラ等、またポルトガル領のブラジルが独立し、1820年代までに中・南米大陸では多くの独立国が誕生することとなった。

(3)前述したように、1856年のパリ会議でトルコが国際社会の完全な一員として承認された。国際社会は中東地域をもカバーするようになったのである。

1878年6-7月、ベルリン会議が開催され、ドイツのほかロシア、イギリス、オーストリア、フランス、イタリア及びトルコがこれに参加した。この会議は1877-8年のロシア・トルコ間の戦争の講和条約（サン・ステファノ条約）の修正を目的としたものであったが、会議の結果結ばれた条約によりセルビア及びモンテネグロが独立を、そしてルーマニアが正式な独立をそれぞれ認められた⁽²⁹⁾。また、ブルガリアがトルコの宗主権の下で自治を承認され、イギリスはキプロスの管理権、オーストリアはボスニア・ヘルツェゴヴィナの行政権をそれぞれ獲得した。

さらに、トルコと同様中東にあったペルシャ（1935年1月以後はイラン）、アジア・太平洋地域にあった清国（1911年からは中華民国）、日本、朝鮮国（1897年から大韓帝国）、シャム（1939年からタイ）、ハワイ等の諸国、またアフリカにあったエチオピア等が次第に国際社会に加わるようになった。（これらの国の多くは、トルコの場合と同様、欧米諸国と不平等条約を締結することにより国際社会のメンバーとなった。）

16、7世紀の西ヨーロッパで生まれた国際社会は「地域的国际社会」で

(29) ルーマニアの先住民であるダキア人は14世紀、ワラキア及びモルダヴィアの2公国を建設した。15-6世紀にはオスマン・トルコの宗主権の下に置かれたが、1856年のパリ会議で2公国がそれぞれ民意をもとに大公を選任することが決定された。1859年、両国議会は同一人物を大公に選出、両公国は1861年に統合、ルーマニアを国号とする自治公国となった。さらに、ベルリン会議で同国は完全な独立国となったのである。

あったが、これが19世紀以降、世界的な規模をもつようになったのである。

6. ビザンツ帝国の場合

改めて言うまでもないことであるが、ローマ帝国の Constantinus 皇帝（在位310–337年）は330年、ビザンティオンを帝国の新しい首府と決定し、これにコンスタンティノポリスの名を与えて遷都した。こうしてローマ帝国の中心は東ヨーロッパのギリシャ世界へ移り、ここに独自の文化圏が築かれることとなった。すなわち、コンスタンティノポリスではヘレニズムを主流としながらもこれに西アジアの文化を融合させて行ったのである。一方、Constantinus 皇帝は前帝 Diocletianus の専制君主制（dominatus）を引継いだのみならず、むしろ同皇帝が広大な帝国を統治するため採用した四分統治制（2人の正帝及び2人の副帝を置く制度。Constantinus 皇帝自身、306年以降副帝の1人であった。）を廃止して皇帝の専制強化をはかった。その結果、ローマ帝国は階層的社会に変貌し、とくに官僚組織が整備された。周知の通り、Constantinus 皇帝の死後に帝国は東西へ分離され、再び統一されることはなかった。

ビザンツ帝国の外交体制につき、Nys は次のように述べているので紹介して置きたい⁽³⁰⁾。

ビザンツ帝国は渉外機関をもち、有能な人材を擁していた。彼等は帝国の臣民に対し、宗教的・政治的な使命を果たす目的で監視を行っていたが、まだ恒久的な在外公館はもっていなかった。在外に使節を派遣する際は（注 一時的使節を意味していると思われる。）、人選は分別をもって行なわれた。帝国はその使節に事細かな訓令を付与し、また彼等がその使命の達成ぶりを報告することを義務付けた。ビザンツ帝国のこのようなやり方は、ヴェネツィアによってその全体が模倣されたが、ヴェネツィアの芸術、言語、風俗もビザンツという巨大な帝国の影響を大きく蒙っていた。

(30) Ernest Nys, *Le Droit International : Les Principes, les Théories, les Faits* (Paris: Marcel Rivière, 1912), I, 394.

7. 常設外交使節の制度

(1)筆者は、領事制度の成立につき研究すればするほど、これが常設外交使節の制度の成立と密接にかかわり合っていると考えざるを得ない。

よくいわれるように、16、7世紀（あるいはそれ以前）から国家元首が相互に常設の外交使節を派遣するようになり、領事のみが常設的な在外機関ではなくなった。とくに領事が外交使節としての任務をあたえられていた場合は、例外的な場合を除き、この任務を喪失した。

筆者は、近代国家の成立に伴う常設の外交使節の派遣・接受の開始はやはり自然の流れとして捉えるべきであると考え。中世末期または近代初期になると、ヨーロッパでは諸国間の公式・非公式な交流が各分野で拡大し、そのため諸国は相互に公式な外交代表を常置することが必要とされるようになったのである。

(2)常設の外交使節は、まずイタリアの都市国家間で交換されるようになったといわれる。留意すべきは、Oppenheim が通説とは異なり、13世紀にヴェネツィアをはじめとするイタリアの都市国家が相互に代表を駐節せしめた、15世紀になるとこれら諸国はスペイン、ドイツ、フランス及びイギリスに常駐代表を派遣するようになった、そして15世紀末にはイギリス、フランス、スペイン及びドイツが相互にかかる常駐代表を置いた、と述べていることである⁽³¹⁾。Antilotti も常駐使節の制度はイタリアに起源を發した、とした上で、「ヴェネチア共和国は、13世紀以来それを維持したが、他のイタリア諸国もその例に従ったのである。」と述べる⁽³²⁾。

Oppenheim や Anzilotti の記述はあまり詳しいものではない。拙見であるが、彼等は北イタリアの諸都市が結成したロンバルディア同盟 (Societas Lonbardorum) を頭に置いているのであろう。ドイツのフリードリッヒ 1 世 (前述したように、ドイツ国王としての在位 1152-90 年、皇帝としての在位 1155-90 年) は 1158-83 年、5 回にわたってイタリアに進出、崩壊に瀕していたイタリアにおける支配権を再建しようとした。しかし、ミラノを中核とするロンバルディア同盟は神聖ローマ帝国皇帝の軍隊に対抗、レ

(31) Oppenheim, *International Law...* の第 1 版では I, 416-7、第 9 版では I, 1052。

(32) 一又訳『アンチロッチ 国際法の基礎理論』、286 頁。

ニャーノの戦いで皇帝軍を破った⁽³³⁾。かくて皇帝及びロンバルディア同盟は1183年、コンスタンツの和約を結んだ⁽³⁴⁾。Oppenheim 及び Anzilotti は、同盟を結成したコムーネの間に外交関係といい得る関係が生じたと考えていたのではないかと思われる。

(3) Satow は、ヴェネツィアが最初の常設外交使節団を派遣した、16世紀、同国はウィーン、パリ、マドリッド及びローマに ambassador ordinary resident (常駐の大使) を、またコンスタンティノポリスに bailo (bajulus) を置いていた、一方、ヴェネツィアにはフランス及びスペインが大使、教皇庁が nuncio を派遣していた、と述べている⁽³⁵⁾。

しかし、常設の外交使節は15世紀になってから制度化されたとする説も多く、またその内容はさまざまである。これらの説を一つ一つ検証し、歴史的真相をつきとめたいと思う。15世紀の制度化とする説として、例えば、Weckmann はまずミラノがフィレンツェに使節を派遣した、と主張し⁽³⁶⁾、Krauske はミラノ公はまずジェノヴァに代表を置いた、といい⁽³⁷⁾、

(33) 余談であるが、ヴェルディのオペラ《La Battaglia di Legnano》(1849年)はこの戦いをテーマとしたものである。

(34) コンスタンツの和約により、ロンバルディア同盟側はフリードリヒ1世の宗主権を形式的に認める代わりに同盟の存続及びコムーネの大幅な自治権を認めさせた。ロンバルディア同盟は1208年、皇帝オットー4世(在位1209-18年)、また1226年、フリードリヒ2世(フリードリヒ1世の孫、シチリア王であったがドイツ国王に推され、在位1212-50年、神聖ローマ皇帝として在位1220-50年)に対して更新され、この間、皇帝権の後退に伴ってイタリア各地に強力なコムーネが確立した。

(35) Satow, *A Guide...*, I, 240. “Nuncio”は教皇庁が派遣する常駐使節で、大使と同格とされる。また bailo は前述したように中世の領事の名称の一つであるが、Satow は、コンスタンティノポリスには1249年にはすでにヴェネツィアの bailo がいた、しかしトルコが同市を征服するまでは彼は dipolomatic character をもたなかった、という(p. 240の注1)。すなわち、ヴェネツィアの bailo は1453年までは領事であったが、それ以降は外交使節となったようである。

(36) Weckmann によれば、最初の大使館(複数, ambassades)を開設したのは15世紀のイタリア、とくにミラノ公 Francesco Sforza であった。Sforza がミラノ公となったのは1450年であるが、彼はその前の1446年、Nicodemo de Pontremoli をみずからの代表としてフィレンツェに送った。de Pontremoli は同地で Sforza の利害に関する非常に多くの事柄(matières les plus diverses)にかかわった、de Pontremoli はフィレンツェに1468年まで滞在した、という(“Les Origines des Missions Diplomatiques Permanentes” dans *Revue Générale de Droit International Publique*, Avril-Juin 1952, pp. 167-8)。拙見であるが、de Pontremoli が公式な代表となったのは1450年であったと見るべきであろう。彼がどのような任務を与えられ、フィレンツェでいかなる待遇を与えられていたのか等、詳細を知りたいものである。

(37) O. Krauske, *Die Entwicklung der Ständigen Diplomatie vom Fünfzehnten Jahrhundert bis zu Beschlossen von 1815 und 1818* (Leipzig: Dunker & Humboldt, 1885), S.30.

また Nicolson は Krauske と同様、ミラノがジェノヴァに最初の常設使節を置いたとして次のように述べる⁽³⁸⁾。

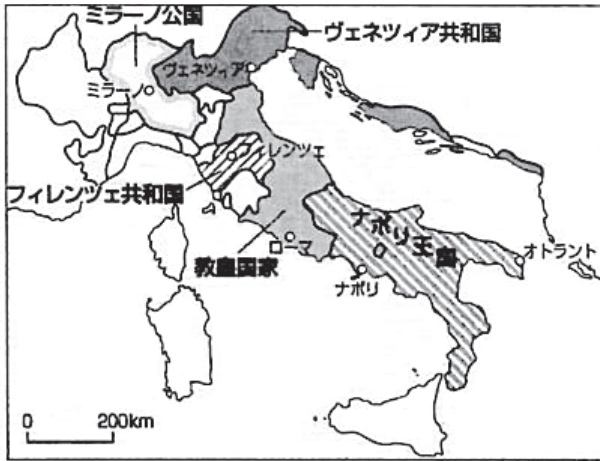
The first recorded permanent mission is that established at Genoa in 1455 by Francesco Sforza, Duke of Milan. Five years later the Duke of Savoy sent Eusebio Margaria, archdeacon of Vercelli, to be his permanent representative in Rome. In 1496 Venice appointed two merchants then resident in London as “sub-ambasciatori”.... And a few years later permanent Embassies of the Italian States were established in London, Paris and at the Court of Charles V. Other powers imitated this example. In 1519 Sir Thomas Boleya and Dr. West were sent to Paris as Permanent British Ambassadors. And eventually Francis I of France devised something like a permanent diplomatic machinery.

イタリア半島では13世紀半ばから動乱の時代が続いていたが、1453年、コンスタンチノポリスがトルコ軍の手で陥落したことを受けて、教皇ニコラウス5世（在位1447-55年）の主唱により、1455年、イタリアにあった五つの勢力（付図参照）がローディの和約を締結した。まずヴェネツィア及びミラノがミラノ南東にあるローディ（Lodi）で交渉を行ない、和議を成立させたが、ナポリ及びフィレンツェもこの和議に従うこととなったものである。これにより、半島は勢力均衡の安定期に入った。

Weckmann 等の主張するように、これら諸国の間で外交使節の交換が行なわれたことは十分に考えられる。そのうち何人かは赴任国に常駐したこ

Krauske はミラノ公の代表として Giovanni della Guardia が1455年以降ジェノヴァに滞在したが、彼こそ最初の常設外交使節であるとしている（*Die Entwicklung der Ständigen Diplomatie vom Fünfzehnten Jahrhundert bis zu Beschlüssen von 1825 und 1818*, S. 30）。しかし、Weckmann はこれを誤りとしている（Krauske, *ibid.*）。

(38) Harold Nicolson, *Diplomacy* (3rd Ed.; Oxford University Press, 1963), pp. 30-1. 筆者は、ヴェネツィアが1496年、ロンドン在住の2人の商人を “sub-ambasciatori” に任命したことに強い興味をもつ。彼等の任務は、おそらくはヴェネツィア共和国を公式に代表すること以上に同国及びヴェネツィア人の利益を保護することにあつたのであろう。本稿の冒頭で外交使節及び領事（官）の区別は現在でも曖昧な部分がある旨述べたが、近代以前においてはなおさらこの区別ははっきりしていなかったと考えられる。



付図 1454年当時のイタリア5大勢力

《出典》北原敦編『イタリア史』（『新版 世界各国史』15）（山川出版社、2008年）、244頁。

とであろう。しかし、どの国家勢力がどの国家勢力に対して最初に常駐の外交使節を派遣したかについては諸説が紛々としている状態で、くり返しになるが、この点については今後さらに研究を進めなければならない。

(4)いづれにせよ、13世紀または15世紀、イタリアの諸都市国家の間で常設外交使節の往来が始まったと考えることが一応可能なであろう。この点については今後情報を集めることとしたい。その場合、関係国の間に平等の関係が成立してはじめて近代的な意味における常駐外交使節の交換が行なわれることに留意すべきである。そして、国家間のこのような関係は、近代初期においては勢力均衡を一つの前提として成立する場合が多かったのであろう。（一時的使節の場合は、派遣国と接受国との間には必ずしも対等関係は存在しない。）

それまでも世界のあらゆる地域において外交使節の往来は見られたことであろう。しかし、それは一時的な使節であった。理由は、常設的な使節を置く必要はほとんどなかったことである。もし常設の外交使節の交換がイタリアの都市国家（勢力均衡の状態にある）の間ではじまったのであれば、これら諸都市ははじめて領事を外国に派遣しただけでなく、常設外交

使節の制度をスタートさせたという大きな名誉をも担うこととなるであろう。

(5)イスラム世界においては外国の貿易商が長期間にわたり滞在することがあったが、ムハマッド・ハミッドウッラによると、受入れ国では地方の長が彼等の紛争等を取りまとめるための「領事職的な役職」を置くことを認めた、これがのちに十字軍を通じて西欧世界に領事制度として導入され、発展したという。また、外交使節については一時的なものがあり、彼等は特別な取り扱いをうけたという⁽³⁹⁾。また、古賀氏によると、非ムスリムの外国人は「ムスタミン」と呼ばれたが、彼等は「アマーン」、すなわち安全通行のための保証を与えられることでイスラム国に滞在・旅行し、また商取引を行なうことができた、しかし「アマーン」は有効期間が最長1カ年で、その後はムスタミンは「ジズヤ」という保護税を年1回払った、また彼等は原則としてイスラム法により裁判される、とのことである⁽⁴⁰⁾。

(6)常駐外交代表と一時的な使節とは区別しなければならない。両者の間には多くの差異があり、何よりも任務の幅が違う。一時的な使節は通常限定された任務を与えられるが（慶弔、朝貢、各種交渉等）、常駐外交代表は多様な任務をもつのが一般的である⁽⁴¹⁾。しかし、往時の外交代表は彼を任命した君主の個人的代表であるから、彼に託された任務は近代の外交代表と違ってその幅は比較的狭かったと思われる。外交代表が次第に国民全体の利益を代表するようになれば、彼の任務がそれだけ多方面にわたるものとなるのは当然であろう。

また、君主がある代表に何かの任務を与え、一時的な外交代表として派遣した場合、当該代表がその任務を果たすことは短期間で済むとしても、かつては往復や滞在に時間がかかり、彼の出発から帰任まで長時間が必要となる結果、あたかも常駐代表のような外観を呈することがあったかも知れない⁽⁴²⁾。さらに、常駐外交代表にせよ一時的な外交代表にせよ、赴任先

(39) 古賀『イスラム国家の国際法規範』、117-8頁。

(40) 同書、90-1頁、94-6頁。

(41) 外交関係に関するウィーン条約の第3条は外交使節団の主な任務として5項目を列挙している。その一つは、領事官の任務と共通である。関連規定を冒頭に引用したので参照されたい。

(42) 9世紀、コンスタンティノポリスからイタリアへ向かうビザンツ帝国の使節は、夏季でも

で彼等にいかなる待遇を与えるかについての慣習が確立する以前、付与するステータスが国により不統一であった（代表が通過する第三国については、それ以上にまちまちであったと思われる。）ことも両者の区別を困難なものにしたと考えられる。

(7) Weaton によると、ヨーロッパで創設された常設外交使節の制度は1500年より以前にアルプスを越え、ヨーロッパの他の地域でもこの制度が観察されるようになった⁽⁴³⁾。おそらく、彼はイタリアのヴェネツィア等が trans-alpinus、すなわち「アルプス山脈の彼方」に常駐させた使節のことを指しているのであろう。前述のように、Satow によるとヴェネツィアは16世紀、ウィーン、パリ、マドリッド及びローマに大使を置いていた。

それでは、近代国家の成立後についてはどうか。Lawrence によると、外国の宮廷に常駐大使を派遣する慣習を最初に取り入れたのはフランスのルイ16世（在位1461-83年）であるという⁽⁴⁴⁾。この点につき、もっと情報を収集したいと考える。

いずれにせよ、「ヨーロッパ世界」の拡大と共にこの制度は非ヨーロッパ地域に広まっていくのである。

かくて筆者は、中世の領事と比較して近代の領事は権限が狭められ、その地位が低下するに至ったのは、常設外交使節の制度が創設されたことに伴う、いわば自然の流れであったと考える。常駐外交使節が使命の一つとして領事事務を行なうことは当然であり、ウィーン領事条約が第2条2.で「二国間の外交関係の開設についての同意は、別の意志表示がない限り、領事関係の開設についての同意を含むものとする。」と規定しているのもまた当然であると思う。なお、同条約第2条3.は、外交関係の断絶は当然には領事関係の断絶をもたらすものではない、と定める。これは、おそらく二つの国の間で外交関係が断絶した後、それぞれの相手国に一時的にせよ残った自国民の保護のため置かれた規定であろう。外交関係及び領事

2ヵ月を要したという。伊藤教授によればヴェネツィア及びピサは必要に応じてコンスタンティノポリスに特派使節 (legatus) を派遣したとのことであるが (注23参照)、やはり往復に相当の日時を必要としたことであろう。

(43) Henry Weaton, *Elements of International Law* (6th Ed.; London: Stevens & Sons, 1929), I, 438.

(44) T. J. Lawrence, *The Principles of International Law* (3rd Ed.; London: Macmillan and Co., 1900), p. 259.

関係を峻別した結果設けられた規定ではないと考えるべきである。

(8)念のため付言するならば、一時的な外交使節は常設外交使節の制度が確立したあとも頻繁に派遣されている。これは、もちろん国際会議への出席、個別の任務の遂行等、さまざまな必要が絶えず生ずるためである。

(9)一方、領事については、国家統一をいち早く達成したフランスでは国王が領事官を任命するようになり、他のヨーロッパ諸国は次第にフランスの制度に倣うようになった。

しかし、イタリアのような国の場合は、統一の達成まで諸都市がその代表としての領事を任命したため、エジプト等で中央集権をいち早く達成したフランスの領事官がヴェネツィア等の領事とが商業上の優越的地位を相争うことがあったという⁽⁴⁵⁾。また、スペインにおいても、バルセロナ市が1266年にアラゴン王から獲得した領事の任命権（前述）は中央集権国家の完成後も長い間認められていたという（資料(3)、4-5頁）。

8. 領事の制度

(1)かつての領事はとくに階級がなかったようである。ただし、ヴェネツィア及びジェノヴァはコンスタンティノポリスにそれぞれ podestat を派遣したが、彼等は本国を代表する資格を認められており、その地位は高かったという（資料(1)、138-141頁、資料(2)、309頁）。ジェノヴァはキプロスの通商の中心地フマグスタに podestat を任命し、キプロスにおかれている同国の consul や rector をこれに従属せしめたという（資料(1)、140頁）。

(2)領事機関の長の階級がはじめて定められたのは1963年4月に採択されたウィーン領事関係条約によってである。同条約第9条1.で総領事 (consul-generals)、領事 (consuls)、副領事 (vice-consuls) 及び代理領事 (consular agents) の四つの階級が定められたのである。それまで領事機関の長の階級については諸国の国内法でいろいろな階級が定められ、いろいろな名称が用いられていた⁽⁴⁶⁾。

(45) 資料(3)、4頁、6-8頁。伊藤教授によると、領事についても、ヴェネツィアがジェノヴァとの対抗意識から consul でなく、これより上位の podestat という称号を選んだ場合があるという。ジェノヴァがやはり podestat という称号をもつ領事を任命したことがあるようである（資料(1)、143頁、資料(2)、309頁）。

(46) 横田喜三郎『領事関係の国際法』（有斐閣、1974年）、78-9頁。

(3)外交使節及び領事(官)の区別が曖昧な場合がある。

Satowによると、外交使節及び領事官の双方の肩書を与えられるケースがあったという。彼は、若干の国が半独立国に対し“agent and consul-general”または“commissioner and consul-general”を任命することがあった、また、領事官にローカル・ランクとして外交使節の資格を与えることもあったという(“envoy extraordinary and consul-general”のように)⁽⁴⁷⁾。ある国が他の国に対し従属関係にある場合、弱国は半独立のステータスをもつが、そのような国に対して第三国は領事官を派遣することがある。しかし、その国が何かの理由で派遣国にとって重要性をもつ場合は、宗主国の承諾さえあれば領事官にこのようなローカル・ランクを与えることがあったのであろうか。

しかし、半独立国ではない主権国家に対しても常駐使節に外交使節及び領事官の双方の肩書を付与したケースが過去に見られた。例えば、幕末の日本に対し、イギリス、フランス、オランダ、スイス等は総領事兼外交事務官、特命全権公使(または全権公使、代理公使)兼総領事等のタイトルをもつ使節を置いていた。もっとも、イギリスが Rutherford Alcock、Harry S. Parkes 等初期の駐日代表に特命全権公使兼総領事の肩書を与えたが⁽⁴⁸⁾、彼等の場合、日本各地のイギリス領事官を監督する任務をもっていたため「総領事」の肩書をあわせ与えられていた如くである。

現在でも、2国間に政治的な理由で正式な外交関係を設定することが困難な場合、相互に領事官を交換することがある。例えば、日本及び南アフリカ連邦は第2次大戦前に公使レベルの外交関係を設立したが⁽⁴⁹⁾、大戦後の1948年、南アフリカ連邦では国民党が政権を握り、人種差別法を次々と立法化していわゆるアパルトヘイト(人種隔離)政策を推進した。同国は1961年5月、英連邦を脱退して共和制に移行し、国名を南アフリカ共和国に改称した。このような状況下、両国は相互に相手国の首府に総領事館を設置したのである。(日本は1964年4月、ケープタウンに駐在官事務

(47) Satow, *A Guide...*, I, 246-7. なお、注12参照。

(48) 川崎晴朗『幕末の駐日外交官・領事官』(雄松堂出版、1988年)、71-5頁。

(49) 日本は第2次世界大戦前の1937年(昭和12年)10月25日、南アフリカ連邦の首都プレトリアに公使館を設置したが、1941年(昭和16年)12月8日、イギリスに宣戦を布告、公使館員は翌1942年8月27日、引き上げた。

所を開設した。) 1991年(平成3年)、南アフリカ共和国がアパルトヘイト政策の根幹を構成する諸法を撤廃したため、翌年1月、両国は外交関係を再開することとなり、同月、在京南アフリカ共和国総領事館、また2月、在プレトリア日本総領事館はそれぞれ大使館となった。(ケープタウンの駐在官事務所は総領事館となった。)

(4) Anzilotti は、主権国家が行使する使節権と異なり、領事の派遣・接受に関する権利は従属国もこれを有するというものになっている、しかし、ある種の差異はあり、一般的準則を定立することは不可能である、と述べる。Anzilotti が挙げる例はきわめて興味がある。例えば、第1次世界大戦前のドイツ帝国(das Deutsche Reich、1871年に成立)を構成する諸邦は外国領事を接受する権利は有していたが領事派遣の権利はもたず、また現行の憲法(注 1919年8月に公布されたワイマール憲法を指すと考えられる。)は外国領事を接受する権利すら諸邦から取り上げた、またスウェーデン・ノルウェー連合においては使節権が共同で行使されていたが、あるときノルウェーは別個に領事を派遣・接受する権利を行使することを主張するようになった、という⁽⁵⁰⁾。

——拙見であるが、領事にせよ領事官にせよ、その任務遂行の必要上、当然に常設的な存在となる。これが領事(官)の大きな特色といえるのであろう。一方、外交使節には常設的なものと一時的なものがあるが、常設的なものは主権国家の成立と共に新しく制度化されたといつてよいと考える。

* * *

これまで、筆者は本稿のテーマ、すなわち領事制度の起源には直接関係することの少ないいくつかの点について述べてきた。以下、領事制度の起源そのものに検討を加えることとしたい。しかし、それにはまずヨーロッ

(50) 一又訳『アンチロッチ 国際法の基礎理論』、299-300頁。なお、(1)ワイマール共和国は第1次大戦(1914-18年)及び1918年11月の「ドイツ革命」後の1919年成立したが、周知のごとくワイマール憲法は民主主義の基礎の上に立ち、ドイツ国民の強い統一を指導理念とするものであった。また、(2)スウェーデン・ノルウェー連合は1814年成立した。ノルウェーは外交・防衛以外の面で自治権を与えられていたが、海運業が発達し、1880年には世界第3位の商船保有国となった。Anzilotti のように同国はみずからの領事を派遣することを望むようになり、この問題を解決するため1905年、連合を離れ、独立国となった。

パ商人、とくにイタリア及びドイツの商人が在外に建設した商業植民地または商館に触れ、われわれのテーマをこれとの関連において眺める必要がある。

II ヨーロッパ商人たちの在外植民地と領事の誕生

1. 都市国家の発生——イタリアの場合

(1)11、2世紀ころからヨーロッパでは人口が増加し、各地に都市が形成され、商人たちは活発に交易を行なうようになった。

(2)それでは各都市が自治権（市場権、交易権、貨幣鑄造権等）を行使するようになった理由は何か。前述のように、フランク王国の後半期を支配したカロリング朝は、カール大帝の死後3人の孫により3分割された。長子ロタール（在位840-55年）の支配下に入ったイタリアでは、彼が死んだあとカロリング朝が断絶し、統一権力が欠如することとなった。その結果、北・中部における各都市の自治への要求が高まった。（一方、イタリア南部とシチリアには1130年、王国が誕生したが、同王国は15世紀中葉までアラゴン王国の支配下に置かれ、自治都市の発達は阻害された。）

(3)都市は封建領主から次第に自治権を要求するようになった。自治権を獲得した都市では新たに「市民」という階級が成立した。さらに、都市は共通の利益を確保する目的で都市同盟を結成することがあった。都市同盟のうち最も長期間継続したのが後述のハンザ同盟で、13世紀から17世紀まで存在した。

(4)ヨーロッパの商人たちは次第に遠隔地と交易に従事するようになったが、その中心となったのが地中海であり、また北海・バルト海であった。ヨーロッパと地中海地域との交易は十字軍の運動に伴って推進されたのであるが、同じころ北海・バルト海に成立した交易圏では各地にハンザ同盟の商館が置かれた。この動きも領事制度の設置と関係があると考えられるので、のちこれに触れることとしたい。

商人たちが外国で活動する場合、中世では旅行・住居移転の自由が制限されており、また危険も多かったので、外国人は都市の特定の区画に設けられた居留地または植民地で集団生活を営むことが一般的であった（資料

(1)、133頁、注1、資料(2)、131-2、注5)。彼等の利益を保護する任務をもつのが領事であるが、領事がその任務を十分に果たすため、土地の官憲からある程度の特権的な待遇を付与されていたことは十分にあり得る。

2. イタリア商人の「商業植民地」

(1)海港都市のイタリア商人は古くからレヴァント地方と取引を行っていたが、彼等は十字軍と共に遠征に加わり、「十字軍国家」で土地の分配にあずかり、「商業植民地」を形成して東地中海における彼等の通商活動の拠点とした。このような商業植民地には行政官庁や裁判所があり、また商館 (fundicum) があったが、商館は本国の商業都市から来た商人の店舗、宿舍、倉庫等の用に供された。このような植民地のそれぞれは本国が任命し、派遣した vicomte によって統治された。彼は植民地の長官であり、商館主であり、また裁判官であった。Vicomte はさまざまな資格で本国から来訪した商人の生命・財産の保護にあたったが、これは近代の領事のもつ任務と共通する任務であるといえる。

イタリアの諸都市は法律で実質的に領事と呼び得る官吏の任命権を与えられていたようである (資料(1)、147-8頁)。そうであれば、これら都市はすでに近代国際法のいう国際能力を有していたことになるであろう。

中世の領事は、本国から俸給を受けることはなかったが、領事館税と呼ばれる租税を徴収する権利を与えられていた (資料(2)、318-9頁)。

(2)さて、vicomte の名称は13世紀初めまでに、わずかの例外をのぞいて consul に改められた。すなわち、vicomte が領事の起源となったといわれる所以である (資料(1)、132頁)⁽⁵¹⁾。

いずれにせよ、vicomte は商業都市が任命したもので、「選任領事」ではなかったのである。ただし、例外的に商人仲間が vicomte を選出することはあったという (資料(1)、149-151頁)。これが「派遣領事」のはしりと

(51) ただし、ヴェネツィアは12世紀の終わり、vicomte に代わって一層広い権限をもつ baile (または bailo、balio、bajulus) という名称の役人を採用し、vicomte または consul をこれに従属せしめた。ジェノヴァ等、他の商業都市もこれに倣った (資料(1)、134-5頁)。また、ジェノヴァはとくに podestat という名称を用いた。ヴェネツィアも第4回十字軍 (1202-4年) に際し旧ビザンツ帝国の領土を獲得し、ここに podestat を任命して新領土の統治にあたらせた (資料(1)、138-140頁)。

いえるかも知れない。

中世の領事の地位は高かったが、彼が裁判官の役割を与えられ、「領事裁判」を行っていたことが当然これに寄与した。当時の領事は「植民地または居留地に居住する本国都市の市民たちの争いを、本国の法律を適用して裁判する裁判官であつた」が、「これこそ中世の領事制度を特色づける第一の要素」であつた（資料(2)、300、313-6頁）。

拙見であるが、領事という存在は国際貿易の進捗に伴ない、いわば必然的に生まれ、成長したのである。その生誕地は地中海地域であつたかも知れないが、それ以外の地域（例えば北海・バルト海、広州。いずれものちに触れる。）であつた可能性も否定できないであろう。

また領事は、本国を代表し、常設の外交使節としての任務及び性格をもつことがあつたという。とくにジェノヴァ及びヴェネツィアがコンスタンティノポリスに任命した *podestat* がそうであつた（資料(1)、140頁）。拙見では、常設外交使節の制度がまだ確立していなかつたこともあつて、任地に常駐する領事がこれに代わる役割を果たすことは、いわば自然の成り行きであつたと思う。

また、領事の間で階級及び席次をめぐる争いが見られたようである。伊藤教授によると、ヴェネツィアがジェノヴァとの対抗意識から *consul* でなく、これより上位の *podestat* という称号を選んだ場合がある、また、ジェノヴァが同じ称号の *consul* を任命したことがあるという（資料(1)、143頁、資料(2)、309頁）。外交使節について当初は階級及び席次をめぐる争いが生じたことは前述の通りであるが、領事についても同様な争いがあつたことになる。また、主権国家フランスの領事官、すなわち *national* な領事がイタリア統一前のコムーネの領事、すなわち *municipal* な領事とが、近東において優越的地位を争うことがあつたという（資料(3)、4頁）。

1535年フランス国王 François I 世及びトルコのスルタン Süleyman I 世の間で締結された *capitulation* については後述するが、これは何回か更新された。うち1740年、Louis XV 世及び Mohamond I 世が結んだ *capitulation* は、第17条及び第18条でフランスの大使及び領事官が他の国の大使及び領事官より上席権をもつ、と規定する。伊藤教授は、トルコ駐節のフランスの領事官は裁判権を有していたばかりでなく、外交使節と同じ高い地位・名

譽が与えられていた、すなわち中世における領事と同様であった、と述べる（資料(4)、157-8頁）。18世紀になっても、少なくともトルコでは、一定の国の領事官が他国の領事官より優位に立つことが認められていたのである。

(3)近代的な意味における領事制度は18、9世紀になって整備されたという（資料(2)、299頁）。これより先、近代に入ったヨーロッパでは、フランス、スペイン、イギリス、ポルトガル等、中央集権国家が誕生したことは既述の通りである。中央集権国家の成立に伴って領土主権の観念が確立し、国家は自国の領土内にあるすべての人に対して裁判権を行使すること（属地主義）が原則となった。その結果、ヨーロッパでは領事はその領事裁判権を奪われることとなったのである。もともと、この観念が確立したあとも、ヨーロッパ諸国では相互主義によって領事が裁判権を行使することがあったという（資料(4)、131-3頁）。

3. ハンザ同盟の「商館長」

(1)筆者は、領事制度の起源を研究する者は、中世以降、北海・バルト海にも商業圏が形成された事実を無視してはならないと考える。中世のドイツでは都市の商人が同業組合、すなわちギルド（Kaufgild）をつくり、相互扶助と利益擁護を図ったが、手工業者も組合（Zunft）を結成するようになった。これら組合は封建制度を覆す一つの勢力となった。しかし、ギルドは外地における権益を守る目的をもつようになり、例えばリューベック、ハンブルク等北ドイツの諸都市、フランドル地方のアントワープ、ブリュージュ（ブルッヘ）、ガン等、イングランドのロンドン、ブリストル等がこの目的でギルドをつくったが、これが「ハンザ同盟」（Deutsche Hanse または Hansa）である。ハンザ同盟は、13世紀から「三十年戦争」（1618-48年）まで、地中海をのぞく全ヨーロッパで商業活動を行なった⁽⁵²⁾。一種の軍事的組織を備える強大なギルドで、その最盛期は14世紀であったといわれる。

(2)ハンザ同盟は在外拠点として商館を設置したが、これらの商館にもそ

(52) ハンザ同盟には、最盛期には200に近い都市が加盟していたが、ドイツ騎士団もこれに加わっていた。

れぞれ長がいた（単数または複数）。高橋理教授の『ハンザ「同盟」の歴史—中世ヨーロッパの都市と商業—』（創元社、2013年）によると、ハンザ同盟は外地に商館を置き、ロンドン、ブリュージュ、ベルゲン及びノヴゴロドの四つの大商館はコントロール（Kontor）、また中小拠点にある他の商館はファクトライ（Faktorei、英語 factory）と呼ばれた。四大商館は強固な組織をもち、それぞれに商館長がいた⁽⁵³⁾。例えば、前述したように、ロンドン商館には2名の商館長がいた。1人はイングランド人、他はハンザ商人であるが、初期の間はイングランドに帰化したドイツ人が選ばれることが多かった。商館長を含む中央機関は強力に商人団を統率したが、これはイングランドの王権を相手にする出先機関として必要なことであった（143-4頁）。

ブリュージュでは商人はリュベック・ウェンド・ザクセン群、ヴェストファーレン・プロイセン群及びゴートランド・リーフランド・スウェーデンのドイツ人都市群の三つに分かれ、毎年各群から2名ずつ、計6名の長老が選出され、彼等が商館長となった。ブリュージュ商館の全体総会があったが、それとは別に各群が総会を有していた（145-7頁）。

ベルゲン商館の機構には複数で構成される首脳陣はあったが、その精神的中心として教会のウエイトが高かった（147-9頁）。

最後にノヴゴロド商館であるが、聖ペーター教会が商人活動全般の中心として重要であった（ベルゲン商館の場合以上に）。この教会は商人団が所有し、商人の礼拝所であるのみならず、書類の保管、商品の貯蔵、会議の場所にもなった。商館長は1名で、最初はヴィスピ、次いでリュベックが実権を握ったが、15世紀になるとリーフランド諸都市がこれに取って代わった（150-2頁）。

(3)ファクトライについて高橋教授は省筆されているが、そのそれぞれには当然商館長がいて、所属商人たちの「世話役」となっていたことであろう。

(53) 高村象平『ハンザの経済史的研究』（西欧中世都市の研究2）（筑摩書房、1980年）によると、ベルゲンにつくられたドイツ貿易商組合の代表（6名、のち3名）は“olderlude”、“hovetlude”と呼ばれ（90頁）、またブリュージュの組合代表は“Älterleute”と呼ばれたという（160-1頁）。「年寄」といった感覚の表現である。

中世末から近世初頭、主権国家が叢生し、またその多くが重商主義政策をとるようになったため、ハンザ同盟は衰退した。しかし、リューベック、ハンブルグ及びブレーメンの3都市は1630年以降相互援助同盟を結成、19世紀に至るまでハンザ同盟の伝統を維持しようとした。

——筆者は、各商館の商館長がジェノヴァ、ピサ、ヴェネツィア等が中東で設けられた商館の長であった vicomte と同様な機能を果たしていたと考えている。今後、この点について先学の方々が残された文献に目を通すこととしたい。

III 領事制度の起源についての異説

(1)伊藤教授がいわれるように、領事制度の起源については異説が多い。同教授は十字軍の時代より早く発生したという学説をいくつか紹介しておられる(資料(1)、133頁)。筆者がとくに関心をもつのは中国の唐時代(618-907年)、アラビア人が広州に領事を置いていたという説である。この説に関連して伊藤教授が引用しておられるのは中田薫教授が杉村章三郎編『寛教授還暦祝賀論文集』(有斐閣、1934年)に寄せた「唐代法に於ける外国人の地位」と題する論文(65-106頁)及び Jean Escarra が1931年に発表した *La Chine et le Droit International* である。

唐の首府・長安は地理的に東西交易の要路にあり、とくに広州にはアラビア、ペルシャ等のイスラム商人が来航した。このような時代背景の下、唐にきた外国商人(蕃商)の活動に関連していかにして領事のプロトタイプが生まれたか、中田教授のいわれるところは次のようである。

- (a) 外国商人は諸邦域内に漢人と雑居し、貿易に従事した。とくに広州は海上貿易の窓口で、蕃貨集散の一大市場となり、ここには貿易事務管理のため市舶司が設置されていた。
- (b) 唐代法は原則的に内外人平等主義に立脚しており、外国商人は寛大に待遇され、とくに禁止されない限り中国人と通商を行なうことができた。彼等の信教の自由も容認されていた。
- (c) 外国商人相互の争いは彼等の本国法によって裁判が行なわれたようで、「唐代には回教徒相互の訴訟は、回教徒を裁判官とする特別裁

判所をして、其本国法に従て裁判せしむる制であつたことが知れる。」9世紀ころのアラビア商人の報告によると、広州には中国の君主からイスラム教徒間の争いにつき裁判することを委任されたイスラム教徒がいたという。中国人及び外国商人の間の訴訟に関しては中国法に従て裁判が行なわれたが、アラビア商人等は中国の法律を信頼し、これに基づく裁判に満足していた。

(2)筆者は Escarra の著書は未見であり、同書（及びその他の関連論文）を読了後、唐でイスラム商人にかかわる争いを扱ったイスラム教徒についてその名称、選任の方法、機能等につきもっと情報を収集し、その上で一文を起草することとした。

その場合、古くからあった「シルク・ロード」沿いの主要な拠点には領事の任務を帯びた（またはみずからに課した）役人または私人がいたのではないかという筆者の仮説に触れることとなろう。シルク・ロードはいわばユーラシア大陸を覆う一つの文化圏であつて、東西交易がここで何世紀にもわたつて続けられた。中国文化圏がこれに結び付けられたのは前139-126年、漢の武帝（在位420-2年）の命により張騫が中央アジアに派遣されたことが契機となったという。詳細は省略するが、中国から特産の絹が西に運ばれ、これが珍重されたことから「シルク・ロード」の語が生まれたという。

シルク・ロードは中国から南はインドを覆い、西はコンスタンティノポリス及びローマに達する陸上のネットワークだけではなく、海上の交易路（いわゆる「海の道」）もつくられたが、これは中国の泉州からハノイ、インドを経由してスエズに達するものであつた。1206年、チンギス・ハーン（テムジン、1162年頃-1227年）が1206年、ユーラシア大陸の大半を覆う大帝国を建設したことでシルク・ロードの歴史的意義の多くは失われたが、東アジア及びヨーロッパの間の各種交流はつづけられ、後世に測り知れない影響を与えたのである。

陸路・海路を問わず、シルク・ロードによる交易には危険が伴つた。陸路であればいたるところに山賊がいて東西の特産物を運ぶキャラバンを襲つたことであろう。「海の道」もしばしば海賊に荒らされたり、暴風雨に襲われたりしたことであろう。商人や駱駝使い、水夫等が病気になり、

また負傷することもあったであろう。このような事態が不可避である以上、東西交易に利益を見出した諸国はシルク・ロード沿いに領事に相当する官吏を任命し、場合によっては兵士も置いたのではないか。例えば、唐代には西域の経営のためタリム盆地のクチャに安西都護府が置かれていたが、ここに交易の安全をはかるため必要なスタッフが常駐していた可能性はないであろうか。海路については、例えば広州の市舶司が貿易事務管理のほかにかなる活動を行っていたかもっと関連文献を精査したいと思う。また、シルク・ロード沿いには、必要の際は旅の商人たちの保護を引き受ける私人がいたことも考えられる。

(3)領事またはその雛形がいつどこで発生したにせよ、その地位、任務等がさまざまであったことは容易に想像できる。これは領事を派遣し、また接受する国の相互関係がそれぞれ異なっていたことに由来するものであろう。近代に入っても、領事制度は主として二国間条約及びこれを補完する国内法または国内裁判所の判決を通じて形成されてきた。山本教授のいわれるように、1963年、一般条約として作成されたウィーン領事関係条約も必ずしも既存の国際慣習法を法典化した部分ばかりではないのである⁽⁵⁴⁾。

IV 領事制度の根底にあるもの

1. 領事制度の根底にあるもの

(1) Pradier-Fodéré は、使節権につき「その起源は事物自然の理 (la nature des choses) にある。国民の間においてはコミュニケーションが必要であること、国家元首の個人的な関係 (の維持) が十分ではなくまた困難を伴うこと、権能を付与され訓令を帯びた (元首の) 代理者をどうしても起用しなければならないこと——これらの理由で、国家の間で外交代表を交換することがごく自然に行なわれることになった。」と述べた⁽⁵⁵⁾。筆者はこの考えにまったく賛同する。

民族系統不明のシュメール (スメール) 人は紀元前2700年ころまでにティグリス川及びユーフラテス川の間にあるメソポタミアの南部で人類最

(54) 山本草二『国際法〔新版〕』(有斐閣、1994年)、572頁。

(55) P. Pradier-Fodéré, *Cours de Droit Diplomatique* (2e Édition; A. Pedone, 1899), I, 203.

初の都市文明を築いたという。紀元前2800—紀元前2700年、ここにラガシュ、ウンマ、ウル、ウルク、ニップール、シュルツパク、エリドゥ等の都市国家が形成された。その間に外交関係と称し得る関係——それが一時的なものにせよ恒常的なものにせよ——があった可能性はないか。ラガシュ市のある王がウルク市の王と同盟を結び、これが王碑文に書かれているが、小林登志子教授はこれが世界最古の外交文書である、という。ラガシュ及びウンマは敵対関係にあったが、両市の国境を調停したキシユの王の王碑文が出土しており、またラガシュ及びアダブ（ウンマの北方に位置した。）両市はウンマに対する外交的優位を確保するため贈物の交換を行なった記録があるという⁽⁵⁶⁾。また、かつてエンメルカールがメソポタミアの都市エルクを支配していたが、ペルシャの都市アラッタを朝貢関係に置こうとして使者を遣わしたことがあるという。メソポタミア都市国家は「外国」との交流も行なっていたようなのである⁽⁵⁷⁾。

また、古代中国について入江敬四郎教授が述べるところでは、周代（B.C.11世紀—B.C.256年）の国際関係といえば周室と諸侯との関係及び諸侯間の相互関係だけであつたが、周室と諸侯は宗属関係を構成し、また諸侯間の相互関係にも大中小国の序列があつた、という。春秋時代（B.C.770—B.C.403）に入つて周勢が衰えると諸侯は領域国家を形成するようになるが、入江教授は諸侯の関係は独立諸国間の関係に近似するようになった、という。同教授は春秋時代の中国は世界最古の国際社会を構成したとする洪鈞培の説を紹介しているが、同教授自身は春秋時代に純粹の国際法秩序が定立されたとする考えには批判的で、それは「準国際法関係」を構成するものであつた、と述べる⁽⁵⁸⁾。

——メソポタミアや中国に限らず、古代の世界各地に複数の国が並存した例は他にも多いのではないか。そして筆者は、その間に「準国際法関係」が見られた可能性はあると考えるのである。古代ギリシャのポリス（都市国家）の相互関係についても同様で、筆者はさしあたり上下2巻の Coleman Phillipson, *The International Law of Ancient Greece and Rome* (London,

(56) 小林登志子『シュメール人—人類最古の文明—』（中公新書、2005年）、113—5頁。

(57) N. クレマー、佐藤輝夫ほか訳『歴史はスメールに始まる』（新潮社、1959年）、29—37頁。

(58) 入江敬四郎『中国古典と国際法』（成文堂、1966年）、1—2頁、17—9頁、59—61頁。

1911)を読むこととしている。古代インドについても検討を進めたい。

(2)筆者は、近代以前から領事（その萌芽的存在）が任命され、あるいは選任されてその職務を遂行するようになったのもやはり「自然の理」に基づいているといわなければならないと考える。ただし、外交使節と領事（官）との一つの違いは、外交使節の間では（とくに近代初期）その資格・席次等が紛争の原因となり得たが（これは、もちろん外交使節が彼を派遣した国王を外国において代表する任務を有していたためである。）、領事の間ではかかる紛争が発生しても深刻なものではなかったようである。また、もう一つの違いは、領事（官）の任地は原則として一つであるが、外交使節の場合は、派遣国は彼を2カ国以上へ任命することがあることである（ウィーン外交関係条約第5条参照⁽⁵⁹⁾）。

(3)筆者は、領事制度の萌芽は人間の本質そのものの中に見出せるのではないかと考える。人間は他の人間との関わりの中で生きている。セネカ（小、B.C.4年頃-A.D.65年）が述べたように、人間は“social animal”、すなわち「社会的動物」なのである⁽⁶⁰⁾。古代はもちろん、いつの時代においても、またいかなる土地においても、集団に所属すること、すなわち A. H. Manslaw のいう「所属欲求」(the need to belong) が人間の自然な欲求であるといつてよい。もちろん、集団への帰属が止むを得ないことで、実際には好まないが所属せざるを得ないという場合もあろう。

集団が形成されればリーダーが必要となる。外国商人の場合は、みずからを組織し（おそらく出身地または職能別に）、みずからの手で生命・財産の保護を図らざるを得ない場合が多かった。その場合、リーダーに相当する人物が存在したと考えるのが自然である。リーダーは集団の合意で選任されたことも、誰か有力者がそのような合意がないまま「自薦」でリーダーとなったこともあろう。また、リーダーが仲間の外部から選出される場合もあり得たであろう。すなわち、外国商人が集まる場所に住む人が彼等を親切にもてなし、自然にリーダーの立場に立つことがあったと考えられるのである。このようなリーダーは、仲間の間（または彼等と土地の商

(59) 実際問題としては、国によっては歴史的または政治的な理由から外交使節の兼任を好まないことがあるという（横田『外交関係の国際法』、74頁）。

(60) *De Beneficiis*, Bk vii, Ch. 1, Sec. 7.

人との間)の争いを捌き、また彼等のため土地の官憲(広州の場合は市船司)と交渉にあたる等、事実上領事的な役割を果たしたことであろう。

(4)主権国家が誕生する以前の古代・中世にも近代の主権国家とは違う形態ではあったが国家に類似した政治団体はあり、また近代と同様、外地へ出かける商人、巡礼、探検家等がいた。多くの土地には、これら商人等の生命・財産を保護する役割を与えられた(またはみずからこの役割を与えた)人物が存在していたことは十分に想像可能である。したがって、例えば古代ギリシャの *προξενία* (プロクセニア、市民が自費で外国の賓客をもてなすこと)が領事制度の起源であるとの説にも、筆者にとっては強い説得力があるのである。遠隔地貿易が盛んになるにつれ、例えば中国の広州にアラビア人が領事のプロトタイプをもっていたとしても不思議ではない。また、中国人は明末から集団的に海外に移住、定着するようになり、彼等は各地に「華僑社会」を形成したが、そのそれぞれに世話役ないしリーダーがいたことであろう。彼等も、多くの場合は領事の「はしり」であるといえるかも知れない。

(5)「異人接待」は国内社会においても観察される。日本を例にとれば、未開時代には村落によっては(現代でも、古風な生活様式を維持している地域集団では)、異郷人が「村入り」、すなわち自己の地域集団に入ってくる(とくに定着する)ことを嫌う傾向があり、これを認める場合は挨拶まわり、決められた金額の支払い等、一定の手続きを踏む必要があったという。しかし宗教者(六部、山伏等)、特殊な職業に就いている人(芸能者等)に対しては快くもてなすべきものとされたようである。

近代以前に外国から来た商人に *hospital* な態度を示す人についても、一部の人間には他、とくに遠方から来た人を親切にもてなすという自然の欲求があることを忘れるべきではないと思う。人間は、外国の人・物につきこれを愛好することも、嫌悪することもある。いい換えるならば、人間は *xenophilia* 及び *xenophobia* という二つの相反する感情のいずれかをもつ。しかも、1人の人間が二つの感情のいずれをも有することがある。人間は実に複雑な存在であるといわなければならない。

さて、ある人が彼の住む土地に住む外国商人に *hospitality* を示し、例えば土地の官憲にあたって彼等の保護に尽くしたとすれば、そのような人こ

そ名誉領事のプロトタイプであるといえないであろうか。もちろん、このような人は個人レベルでかかる役割を果たしたのであって国家レベルで活動していた訳ではない。否、彼等は中世の vicomte のもつ「都市的な」(municipal) 性格すら有していなかったのである。

(6)問題は、領事をどう定義するかに存するのではないかと筆者は考える。世界のいずれの土地にせよ、またいずれの時代にせよ、領事先駆的な存在があった場合、彼が主権国家により任命された場合のみ領事として認めるといのであれば領事は近代的な制度であって、唐における外国商人の指導者はもちろんのこと、十字軍に関連して任命された vicomte 等も領事であるとはいえなくなるであろう。いわんや、個人の資格で xenophilic な態度を示す人物は到底領事の範疇に加えることはできない。

もし領事を主権国家の制度であると定義するのであれば、領事はかかる国家が誕生した16、7世紀以降にはじめてその姿を見せたと考えなければならない。(すなわち、領事は必然的に「領事官」である。)

(7)ウィーン領事関係条約第5条は、第一の領事任務として「接受国において、派遣国及びその国民（個人であると法人であるとを問わない。）の利益を保護すること」を挙げている。そうであるならば、近代以前の領事も18、9世紀になって整備された近代領事制度も、少なくとも実質的には何ら変わりはないことになろう。

2. 封建君主と領事制度

中世のフランスやスペインでは都市が選任した領事に対する辞令または委任状（現在の *exequatur* ではない。）は封建君主によって交付される場合があったとすれば、筆者はここに領事制度の起源を認めることが可能であると思う。

前述のようにイタリアでは商業都市の多くが自治権を獲得したが、伊藤教授によるとフランスやスペインの商業都市は封建領主からそれほど完全には自治を認められておらず、領事の任命に関して封建領主から特許を与えられること、及び任命された領事に対し公式の辞令または委任状が交付されることが必要であった。

中央集権国家が成立しても直ちに領事の任命権が国家に移った訳ではな

く、国家としていち早く組織されたフランスがまず国内法で領事は国家が直接に任命する旨を規定し、他の国がこれに倣ったという。領事を直接に任命する慣習が確立したのは15世紀であり(資料(3)、4-5頁)、また接受国がある国が任命した領事に認可状を交付するようになったのは18世紀になってからのことである(資料(2)、306頁)。

3. 領事裁判権について

伊藤教授の資料(4)には、イスラム圏でヨーロッパ商人に対し領事裁判を行なうようになった経緯、とくに1535年フランス国王 François I 世(在位1515-47年)及びオスマン・トルコ⁽⁶¹⁾のスルタン Süleyman I 世(在位1520-66年)の間に締結された capitulation につき詳細な説明がある。これは、ヨーロッパの国際法学者の間に「キリスト教徒は異教徒と条約を締結することが許されるか」という議論を惹き起こしたという。

筆者にとっては、フランス及びオスマン・トルコの間結ばれた1535年の capitulation はその第15条で後者が「フランス人相互の紛争は彼等の大使及び領事とその本国の慣習にしたがって裁判すること」を認めたこと、そして第40条、第44条等でフランスの大使及び領事に対し、ある程度 of 外交・領事特権を認めたこと、とくに領事に外交使節と同様の高い地位及び名誉が与えられたことが重要である(資料(4)、155-8頁)。その背景として、近代以前の領事にも特別なステータスが付与されることがあったのではなかろうか。

Anzilotti のいうように、領事裁判制度はトルコに限らず、これが導入された他の諸国においても改革または廃止が求められるようになり⁽⁶²⁾、その後完全に廃止された。日本は欧米諸国からその廃止を獲得した最初の国であった。

(61) 13世紀のアナトリアでは小国家が林立していた。第7回十字軍が引き揚げた後、オスマン(在位1299-1326年)はアナトリアの北西部部分に残るビザンティン帝国領を攻撃、またバルカン半島の大部分を征服した。ティムール朝(1370-1507年)のメフメト2世(在位1444-46年、1451-81年)は1453年、コンスタンティノポリスを攻略し、かくてビザンティン帝国は滅びた。Süleyman I 世はオスマン・トルコ第10代のスルタンである(在位1520-66年)。

(62) 『アンチロッチ 国際法の基礎理論』の原書(*Corso di Diritto Internazionale*)が刊行された当時(1927年)の状況を述べている(298-9頁)。

4. 日本における領事裁判権

それでは、日本の場合について見よう。これは拙見であるが、近代初期の日本人は xenophilia 及び xenophobia という二つの ambivalent な感情を比較的強くもっていたとあってよいのではないか。幕末の攘夷論の激しさは今更いうまでもないが、攘夷論者の矛先は外国人のみならず開国を是とする日本人にも向けられた。日本の開国はまず米国との間で実現した。すなわち、幕府は1858年7月29日（安政5年6月19日）、神奈川でハリス総領事と日米通商条約を締結し、神奈川、長崎、箱館、兵庫及び新潟の5港を開き、大坂及び江戸の2都市を開市場とし、領事が開港場に駐在することを米国側に認めたが、その結果、1860年3月24日（万延元年3月3日）、桜田門外で井伊大老（勅許の得られないまま日米通商条約に調印した。）が殺害されたことは誰も想起するであろう。

日米通商条約に基づき、1859年7月1日（安政5年6月2日）、まず神奈川（実際には横浜）等の3港が開港された。大坂及び兵庫が開港・開市されたのは1868年1月1日（慶応3年12月7日）、また、江戸及び新潟が開かれたのは明治維新後の1869年1月1日（明治元年11月19日）である⁽⁶³⁾。

それでは領事裁判権はどのようにして日本に導入されたか。日米通商航海条約第6条は「日本に対し法を犯せる米人は米国コンシユル裁判所に於て米国法により処罰し、米人に対し法を犯せる日本人は日本の法律によつて処罰する。」と規定し、幕府はこの規定により、まず米国人に対し領事裁判権を認めたのである。さらにヨーロッパ諸国にも次々と領事裁判権を認めた。その結果、外国人居留地が日本各地の開港・開市場に設置され、新潟以外の開港・開市場には居留地がおかれた。これらの居留地は一種の治外法権地帯となった結果、後年、欧米列強との間の条約は「不平等条約」と形容されたが、たしかに弊害も多く生じたのである。諸外国に領事裁判権を認めただけでなく、「協定関税制」が導入され、日本は関税に関し税率を自主的に決定することができないこととなった。

開港地には外国船が入港するようになり、宣教師、商人等が多数やってきた。ほとんどの日本人にとっては、中国大陸・朝鮮半島以外の外国から

(63) 大坂は1868年9月1日（慶応4年7月15日）、開港場となった。なお、箱館及び大坂は、のちそれぞれ函館及び大阪と表記されるようになった。

来た人や物に接するはじめての機会が訪れたのである。とくに横浜及び長崎は多くの外国商人が定住し、盛況をもたらした。その一方では、一部の外国人による犯罪行為も見られるようになった。貿易が盛んになったといっても、輸入品の大きな部分は幕府及び諸藩のための銃火器・艦船等の軍需品で、庶民の生活向上とは関係がなかった。また、金銀の交換比率が外国では1:15であったが日本では1:5と著しい差があり、外国人は日本に銀貨を持ち込んで金貨を安く手に入れ、その差額で莫大な利益を得ることができた。こうして日本では物価が騰貴した。日本人は外国商人に対しては概して穏やかな態度を取ったが、その一方、当時はしばしば輸入品を扱う「唐物店」が襲われたという⁽⁶⁴⁾。

いずれにせよ、当時の日本では、諸外国の領事官の第一の任務は領事裁判権の行使であったといえるであろう。

1899年(明治32年)7月17日、いわゆる陸奥改正条約が諸外国との間でいっせいに実施され⁽⁶⁵⁾、その結果、日本にある外国人居留地が廃止され、地方組織に編入されることとなった。居留地制度の撤廃で「内外人雑居」の状態が生まれることに対し、日本では種々の議論が行なわれ、その結果、各種の準備が進められた。例えば勅令が発布され、内務省は外国人の宿泊等に関する内務省令を公布し、また文部省は各学校長に対し「学生をして……外人に嘲笑されるが如き行為のない様」との訓令を出した。また、東京では町名変更が行なわれ、警視庁は警察官に語学を教えたという⁽⁶⁶⁾。これは、横浜等、他の居留地所在地についてもほぼ同様である。

協定関税制が廃止され、日本が関税自主権を回復したのは1911年(明治44年)のことであった。「条約改正」が完全に実現したのは、実はこの年であったと言わなければならないであろう。(ちなみに、東京港が開港したのは1941年〔昭和16年〕5月のことである。)

居留地制度には批判もあるが、拙見では、外国人(とくに人種・言語・宗教を異にする外国人)のため居留地を設定して日本人との接触をなるべ

(64) 東京都編・刊『築地居留地』(都史紀要4)(1957年)、56-7頁。

(65) フランス及びオーストリア・ハンガリーの2カ国については、同年8月4日の実施となった。これら2カ国は交渉の結果7月17日の居留地撤去には応じ、ただ領事裁判権のみを8月4日まで維持することとなった(『築地居留地』、325-6頁)。

(66) 『築地居留地』、312-7、320-6頁。

く避けるようにする一方、ここに住む外国人にある程度の便宜を与えたことは——誤解を懼れずに言えば——近代初期で「国際化」とはまったく縁がなかった時期の日本人、またヨーロッパで生まれた国際法についてほとんど知識のなかった幕府（及び初期の明治政府）にとってある程度やむを得なかったのではないか。少なくとも居留地制度は、なるべく「内外人雑居」を避けようという当時の日本官民の自然な感情を一部分なりとも反映したものではなかったかと思う。

5. 「まれびと」について

領事制度の起源とは直接の関連性はないが、「まれびと」（「まろうど」ともいう。）について一言したい。「客人」と表記することもある。遠方から訪れる人をもてなすのは、日本の各地に古くからあった習慣である。

折口信夫教授はこの言葉を「来訪神」の存在を説明するために用いた。彼が「まれびと」を、時を定めて海のかなたの「常世」から村落を訪れ、人々に幸福と教訓の言葉を授ける霊的存在としたことはよく知られているが、一般に昔の人々は霊的存在に限らず、宗教者等を神と同一視する心性をもち、できるだけ歓待したようである。（しかし、宗教者等が村落の秩序を乱したような場合、追放等の制裁が行なわれることがあった。）このような心性は、日本以外の多くの国（とくに未開国）でも広く見られたものであり、現代でも生き残っている筈である。

おわりに

(1)冒頭で述べたように、本稿は領事制度の起源に関する筆者の「試論」である。これに対するご意見があれば是非何って今後の研究に生かしたいと思う。筆者は、さしあたり Jennings 及び Watts による *Oppenheim's International Law* 第9版が掲げる外交使節及び領事に関する文献（1053頁、1132頁）及び『アンチロッチ 国際法の基礎理論』が同じテーマにつき示す文献（285-6頁、293-5頁）を読むことから本稿の改訂に取掛りたいと思う。

(2)人類は、地球上における動物の進化の過程で出現した。最古の人類、すなわち猿人がいつ、どこで現れたかは知らない。しかし、原人 (homo

erectus) が猿人から分岐し、原人が旧人 (homo sapiens) となり、これが6-5万年前、新人 (homo sapiens sapiens) となる。約1万年前まで地球の気候は寒冷で海面が低く、大陸のいくつかはほぼ陸続きであったため、新人がどこで誕生したにせよ、彼等は他の大陸に渡ることが可能であった。

人類は紀元前3000年ころまでに農耕・牧畜を始め、定着して村落をつくるようになる。人口も増え、初期集落のいくつかは統合されて都市に成長する。とくにチグリス・ユーフラテス両河、ナイル川、インダス川、黄河・長江等の流域ではそうで、大集落・都市の間では征服や戦争もあれば物資・技術の交流も行なわれるようになった。文明の発生の一つの指標は、人間の集団の間でこのような交流が行なわれることであろう。近代主権国家も、ある意味では初期の人間集団と変わるところはないのである。

考えて見れば、近代になって主権国家が成立する以前から人間の集団は相互の交流のため、また「外地」におけるみずからの安全のため、領事の役割を果たす人物を必要としたのであろう。とくに集団間に有形・無形の交易が盛んに行なわれる場合がそうである。このような人物は、多くの場合「常駐」を求められるようになる。任務の遂行上、これは当然であろうと考えられる。こうして領事の「雛形」が発生したに違いない。

近代国家が生まれると国家間の関係は公的な性格を帯び、領事は「領事官」となる。近代には交通・通信の発達に伴ない国家間の人・物の交易がますます活発になるが、そうなるともはや領事官ではなく、さらに格上の(すなわち、主権国家にふさわしい)代表が必要となる。これが外交代表(その資格にしばしば「特命」、「全権」といったやや大袈裟な形容詞が付される。)の起源であろう。また、交易の拠点が一国の首府であるとは限らない。かくて、赴任国の首府には派遣国を公式に代表する外交使節を置き(常駐である必要はなく、また場合によっては赴任国以外の国に駐節する外交代表に、または赴任国に駐節する他国の外交代表に兼任せしめることがある。)、首府以外の交易拠点には必要に応じて領事官を常駐せしめる。――近代の国際社会では、国家間でこのような布陣が一般的となっているのではないか。領事制度の起源を考察する場合、なるべく広い視野からこれを行なう必要があることを痛感する。

(3)既述のように、Pradier-Fodéré は、使節権の源泉は事物自然の理にある、

と述べた⁽⁶⁷⁾。領事の出現も、やはり「事物自然の理」に基づいている、というのが筆者の現在の感慨である。さらにいえば、筆者はヨーロッパに主権国家が誕生したとき、ヨーロッパ諸国の主権者たちは新たに外交使節を相互に派遣せず、領事官（とくに派遣国の首府に駐節する領事官）を彼等の代表とすることも選択肢の一つであった、しかし、結局それまで必要に応じて随時派遣していた使節をできる限り常設的なものとし、より広範な任務を与えることとしたのではないか、と考える。その経緯を是非フォローしたいものである。

いずれにせよ、冒頭の「はじめに」で述べたように、もともと常設外交使節の制度及び領事（官）の制度は不即不離の関係にある。これも現在の筆者がもつ強い感慨である。

(4)冒頭に述べたように、本稿は領事制度の起源についての筆者の一試論である。これから関連資料を探さなければならないが、本稿がその土台となり得れば幸いである。

(5)本稿の執筆にあたっては伊藤教授が九州大学法政学会の『法政研究』に発表された精緻な諸研究に負うところが大きかったことを、擱筆にあたって今更のように思う。筆者が『法政研究』で関連論文を読んだのは、たまたま筆者が外務省で領事課長のポストにあつたときであつた。つたない感想を認めた書簡を伊藤教授にお送りしたことがきっかけで、それ以来ときどき書簡を差し上げ、同教授からはこれに対し一々懇切丁寧な御返事を頂いた。真に誠実な学者であつたと思う。そのころは九州大学法学部におられたが、1974年3月退官して西南学院大学に移られた。一度福岡でお会いできたら、と願っていたがお互い多忙な身の上である。この願望はついに叶えられないままとなった。（伊藤教授は1987年3月、他界された。）⁽⁶⁸⁾

(67) Pradier-Fodéré は家元首の個人的関係は不十分でかつ困難である、としているのであるが、この点について Philippe de Commyne (1445年頃-1511年) は、死後出版された *Memoires* (1524年刊) の中で次のように述べている。

Deux grands princes qui se voudraient bien entr'aimer, ne se devraient jamais voir, mais envoyer bons gens et sages les uns vers les autres.

意味は「お互いを敬愛したいと思う2人の君主は、決して顔を合わせず、かわりに賢明な人々を相互に派遣すべきであろう。」となるが、なかなか含蓄に富んだ言葉であると思う。

(68) 『外務省調査月報』2007年度/No. 4 (2008年3月刊) に掲載した拙稿「欧州共同体の国際

(6)最後になったが、筆者は古代史の研究が今後ますます発展することを願っている。その際、歴史学者がこれまで以上に国際法の見地から歴史、とくに古代史の研究にあたって下さればありがたい、と思うのは筆者だけではあるまい。それにより、国際法上興味ある数多い事例の発見が可能になると信ずる。一方、国際法の諸制度につき国際法の研究者がその歴史的起源を探る努力をこれまで以上に払うならば、それは、歴史学者にとっても有益な結果をもたらすに違いないと信じている。領事制度の研究も、他の学問分野の多くと同様、interdisciplinary なアプローチが必要とされているのである。 (完)